

松方デフレ期における地域経済の特質

——埼玉県榛沢郡内ヶ島村連合の事例を中心に——

高 梨 健 司

はじめに——問題の限定

本稿は、松方デフレ期を中心に関東畑作養蚕地帯の一角に位置する埼玉県榛沢郡内ヶ島村連合を主たる分析対象として、地域経済の特質を実証的に究明することを目的とする。すでにこの地域における農業生産、商品流通、営業活動などについては明らかにされており¹⁾、本稿では農村構造の変化、即ち畑作養蚕地帯における農民層の分化・分解の進行に伴う地主層形成の特質を究明することにしたい。その限りでは地主層の存在形態、土地移動＝土地売買・土地抵当金融、人口移動＝村外流出・出稼ぎ、さらには地主経営特にその経営基盤を左右する実納小作料の動向を実証的に明らかにしていく。

従来の地主制史研究は、専ら巨大地主、大地主経営を対象とすることが多く²⁾、地主制の広大な裾野をなす在村地主、即ち中小地主・零細地主層については等閑視されがちであった³⁾。地主制史研究の対象時期は、幕末・明治前期⁴⁾から次第に「産業資本確立期」の日本資本主義と地主制との構造的関連性に集中するようになり⁵⁾、近年では地主制の後退期に関する研究が盛んである⁶⁾。

埼玉県における地主制研究は、管見の限り、児玉彰三郎氏の研究⁷⁾のほか、渡辺隆喜氏の南埼玉郡久喜町のE家⁸⁾、藤田昭造氏の北葛飾郡西大輪村の白石家⁹⁾など極めて少なく、しかも殆ど県東南部の水田地帯に限られる¹⁰⁾。地主制形成期の畑作養蚕地帯の地主制研究は、皆無に等しい。本稿

の分析対象地は、蚕糸業卓越型地域に属する。当地方を含む、地主制形成期における関東畑作養蚕地帯に特有ともいえるべき地主層の特徴は、小地主と零細地主を中心とするものであり、小作地率が高く、大・中地主を多数析出する埼玉県東南部の米作卓越型地域とは対照的である。

本稿では、小地主＝荒木家の経営史料をもとに、同家の土地売買、土地抵当金融について具体的に考察する。その中で各種「預り金」、相互金融としての頼母子講、当地方の村落慣行として土地売買における一定期間内の「買戻」約定の存在などが明らかになる。また小地主＝正田家を事例として、農村不況＝松方デフレ期における実納小作料率を考究することで、納入率の低下が農産物価格の下落による手作経営の直撃と相俟って正田家農業経営を圧迫し、所有＝経営規模の縮小を余儀なくさせる一因となったことが判明しよう。

1. 農村構造の特質

(1) 埼玉県概観

明治初年における埼玉県内の農業地帯は、3つの地域類型に大別することができる¹¹⁾。即ち第1は、米が圧倒的優勢な米作卓越型（埼玉郡、足立郡、葛飾郡、横見郡）で、県東南部の荒川低地と中川低地の沖積地に位置し、江戸時代より県下の代表的穀倉地帯として開発が進み、米産額は県全体の6、7割を占める。この地域はまた、綿作＝綿織物生産地帯であり、加須・羽生・騎西・岩槻・行田・久喜・蕨・浦和周辺では、青縞・足袋・縞木綿・白木綿などの生産が盛んであった¹²⁾。青縞等の染色原料として藍生産も広汎な展開をみせている。第2は、米作以上に大麦・甘藷・繭・茶・綿などの畑作物が優位を占める複合畑作型（入間郡、高麗郡、比企郡、新座郡、大里郡、幡羅郡）で、県中央部の台地上に分布する。この地域は、双子縞・緋など縞

木綿生産地で、その染料＝藍業の盛んなところでもある¹³⁾。第3は、繭が農産物の中で第1位を占める県西部・北部の蚕糸業卓越型（秩父郡、児玉郡、賀美郡、那珂郡、榛沢郡、男衾郡）である。県西部の秩父山地から利根川右岸に至るこの地域は、主に山地・山麓又は台地上などに位置し、水田の少ない畑勝ちの村々を数多く含む。

如上の農業構造地域は、地主的土地所有の展開と密接な関連をもつ。そこで次に、埼玉県の小作地率を郡別にみることにしよう。

埼玉県は、明治16、17年段階において42.9%の小作地率を示し、全国平均35.9%を大きく上回り、41府県中第11位に位置する¹⁴⁾。また農家の自小作別構成では、「自小作農」、「小作農」が合せて70.6%を占め¹⁵⁾、地主・小作関係が高度に展開していた。しかし、これを郡段階に下りて小作地率を検討するとかかなりの地域差があることがわかる。第1表は、埼玉県各郡別に明治17年から25年までの間の小作地率及び農家自小作別構成の推移を示したものである。明治17年に埼玉県において小作地率の高い郡は、高麗（69.8%）、入間（62.6%）、新座（56.6%）、北足立（54.7%）、中葛飾（44.2%）、南埼玉（44.1%）、北葛飾（40.9%）、大里（40.3%）、北埼玉（38.1%）、児玉（37.1%）の10郡である。いずれも全国小作地率平均を上回る。いずれも米作卓越型地域と複合畑作型地域に属す。明治20年代前半にかけて複合畑作型の高麗、入間、新座各郡の小作地率は大きく低下し、児玉郡も県平均を下回るようになる。米作卓越型地域の北足立郡、南・北埼玉郡、中・北葛飾郡は、継続的に高い小作地率を示す。小作地率が40、50%台、「小作農」割合も20、30%台を占め、他の諸郡に較べて突出した高さを示しており、地主的土地所有が県内で最も順調に進展した地域であるといえよう。

小作地率の低い郡は、秩父（11.7%）を筆頭に那珂（24.5%）、榛沢（24.6%）、男衾（25.2%）、比企（28.0%）、賀美（28.1%）の6郡である。このうち比企郡を除くと、すべて蚕糸業卓越型地域に属す。この蚕糸業卓越型各郡は、明治20年代前半にかけても県平均小作地率をはるかに下回る。

第1表 埼玉県郡別小作地率・農家自小作別構成（明治17～25年）

	小作地率				自小作別構成(明治17年)			自小作別構成(明治20年)			自小作別構成(明治23年)			自小作別構成(明治25年)		
	明治17年	明治20年	明治23年	明治25年	自作	自小作	小作	自作	自小作	小作	自作	自小作	小作	自作	自小作	小作
北足立	54.7 [%]	43.8 [%]	39.0 [%]	49.0 [%]	36.1 [%]	46.5 [%]	17.4 [%]	33.3 [%]	44.4 [%]	22.2 [%]	36.2 [%]	41.9 [%]	21.9 [%]	34.9 [%]	42.9 [%]	22.1 [%]
新座	56.6	40.4	40.7	36.3	36.9	47.3	15.8	42.5	29.3	28.3	38.4	35.0	26.7	43.2	40.8	15.9
入間	62.6	54.4	29.6	26.8	14.1	75.7	10.2	47.1	35.5	17.4	50.3	33.3	16.3	46.8	38.3	14.9
高麗	69.8	18.9	21.8	25.8	28.7	52.7	18.6	48.5	42.8	8.7	42.6	46.9	10.5	45.8	43.1	11.1
比企	28.0	35.0	34.8	35.8	35.0	54.2	10.8	32.8	48.7	18.5	35.9	44.1	20.0	42.2	39.1	18.6
横見	33.2	48.4	47.6	47.7	28.6	58.9	12.4	27.3	41.7	31.0	37.7	42.3	20.0	32.1	50.9	17.1
秩父	11.7	11.9	34.6	13.8	59.5	32.1	8.4	50.0	25.0	25.0	48.3	28.6	23.1	48.3	28.6	23.1
児玉	37.1	33.1	42.8	35.3	44.9	42.7	12.4	37.7	42.5	19.8	42.7	36.8	20.4	38.2	36.0	25.8
賀美	28.1	22.4	27.9	27.0	37.9	51.3	10.8	41.8	50.3	7.9	56.0	34.5	9.5	39.4	46.2	14.4
那珂	24.5	15.2	27.4	32.3	47.8	41.3	10.9	47.5	40.8	11.6	37.2	52.0	10.7	36.8	50.3	13.0
大里	40.3	39.8	34.9	44.7	18.4	58.1	23.6	30.3	45.3	24.3	18.4	64.5	17.1	19.0	64.4	16.6
幡羅	35.0	27.8	39.1	39.2	25.9	61.7	12.4	28.1	56.3	15.6	35.8	44.5	19.7	31.5	42.6	25.9
榛沢	24.6	18.0	22.6	25.7	42.2	51.1	6.7	37.8	48.0	14.2	27.7	42.6	29.7	34.1	53.1	12.8
男衾	25.2	30.1	26.6	27.3	43.6	48.0	8.4	33.7	46.5	19.8	45.2	41.2	13.7	29.3	58.6	12.2
北埼玉	38.1	39.7	41.8	41.8	27.8	61.1	11.1	30.9	47.7	21.4	34.8	39.8	25.4	34.8	39.8	25.4
南埼玉	44.1	43.4	46.8	49.5	11.9	82.9	5.2	75.7	22.2	2.1	23.8	48.6	27.5	25.1	45.0	29.9
北葛飾	40.9	39.9	48.8	50.4	19.3	53.3	27.3	21.6	47.3	31.2	17.4	46.2	36.3	23.7	40.9	35.4
中葛飾	44.2	38.7	50.6	47.8	24.1	54.4	21.5	29.1	41.3	29.5	32.1	30.8	37.1	33.5	40.0	26.5
県平均	42.9	35.0	38.2	38.7	29.4	57.8	12.8	45.1	37.4	17.5	36.8	40.4	22.8	36.1	41.4	22.5

（資料）各年「埼玉県統計書」より作成。

埼玉県の小作地率は、明治16、17年から20年にかけて8%急落し、35%になる。この8%もの急激な小作地率の低下は、例外的であるとされる¹⁶⁾。その結果埼玉県は、44府県中第32位へと大きく下落する。総じて埼玉県郡のうち、小作地率の低落は米作卓越型諸郡よりも、蚕系業卓越型諸郡及び複合畑作型諸郡において顕著である。蚕系業卓越型地域の賀美・那珂両郡と共に榛沢郡では「土地取引の急激な盛行に対応して小作地率の減少が結果する」との指摘がある¹⁷⁾。丹羽邦夫氏は、この小作地率の減少を「土地金融を通しての経営的発展、経営農民の土地買取り—経営地拡大」によるものではないと、「否定的な見解」をとっている。この点を明らかにするために、第2表

第2表 埼玉県郡別土地売買、書買入・受戻・年末現在金高（明治17～23年）

	明治17年				明治20年				明治23年			
	売買	書買入	受戻	年末現在高	売買	書買入	受戻	年末現在高	売買	書買入	受戻	年末現在高
北足立	530,717 ^円	532,941 ^円	208,597 ^円	1,281,399 ^円	319,491 ^円	351,005 ^円	338,648 ^円	620,092 ^円	270,785 ^円	194,674 ^円	186,481 ^円	590,011 ^円
新座	52,463	84,948	15,420	262,570	42,016 ⁸⁰	21,568 ²⁶	4,021 ²⁶	17,547 ⁷	40,167 ⁷⁷	27,560 ³³	11,432 ⁷⁵	63,625 ²⁵
入間	491,882	563,047	307,664	699,805	321,359 ⁶⁶	235,911 ⁴²	18,495 ⁶	217,451 ³¹	290,444 ⁵⁹	262,043 ⁴⁷	212,693 ⁷⁰	449,011 ⁶⁵
高麗	100,372	194,570	62,991	178,782	110,118 ¹¹⁰	61,958 ³²	4,149 ⁷	61,169 ³⁵	101,447 ¹⁰¹	90,636 ⁴⁷	57,171 ⁹¹	77,637 ⁴⁴
比企	110,613	397,906	77,764	386,453	222,058 ²⁰¹	381,371 ⁹⁶	287,598 ³⁷⁰	599,509 ¹⁵⁶	181,416 ¹⁶⁴	139,603 ³⁵	84,945 ¹¹⁰	410,928 ¹⁰⁷
横見	37,608	24,384	12,869	55,848	18,951 ⁵¹	17,307 ⁷¹	41,517 ³²³	71,799 ¹²⁹	15,982 ⁴³	14,858 ⁶¹	13,135 ¹⁰²	70,412 ¹²⁶
秩父	141,969	313,227	120,963	341,134	125,961 ⁸⁹	193,562 ⁶²	200,333 ¹⁶⁶	1,050,198 ³⁰⁸	113,318 ⁸⁰	136,144 ⁴⁴	194,257 ¹⁶¹	1,183,850 ³⁴⁷
児玉	81,356	178,400	33,535	247,832	61,743 ⁷⁶	31,388 ¹⁸	52,408 ¹⁵⁷	269,162 ¹⁰⁹	66,191 ⁸²	61,624 ³⁵	74,798 ²²³	95,109 ³⁹
賀美	28,495	29,583	17,232	35,120	64,389 ²²⁶	30,408 ¹⁰³	33,503 ¹⁹⁵	125,088 ³⁵⁷	18,545 ⁶⁵	23,256 ⁷⁹	26,128 ¹⁵²	62,899 ¹⁷⁹
那珂	14,091	12,293	1,060	24,642	19,263 ¹³⁷	8,187 ⁶⁷	576 ⁵⁵	87,777 ³⁵⁷	13,345 ⁹⁵	13,059 ¹⁰⁷	4,733 ⁴⁴⁷	8,327 ³⁴
大里	97,164	205,355	56,840	676,465	110,816 ¹¹⁴	78,466 ³⁹	3,708 ⁷	74,758 ¹¹	51,291 ⁵³	48,962 ²⁴	32,607 ⁵⁸	148,154 ²²
幡羅	118,468	182,019	75,090	540,741	110,004 ⁹³	89,761 ⁵⁰	54,530 ⁷³	121,762 ²³	62,516 ⁵³	34,218 ¹⁹	30,114 ⁴¹	121,770 ²³
榛沢	104,566	215,155	53,950	880,087	131,022 ¹²⁶	129,600 ⁶¹	72,113 ¹³⁴	327,776 ³⁸	72,243 ⁶⁹	95,285 ⁴⁵	123,685 ²³⁰	328,680 ³⁸
男衾	18,084	90,820	21,147	294,427	97,707 ⁵⁵²	75,006 ⁸³	4,487 ²²	70,518 ³⁴	31,028 ¹⁷²	29,172 ³³	3,003 ¹⁵	31,827 ¹¹
北埼玉	471,667	636,369	335,547	1,517,287	430,343 ⁹²	244,789 ³⁹	87,760 ²⁷	700,142 ⁴⁷	552,001 ¹¹⁷	211,500 ³⁴	180,763 ⁵⁴	1,049,572 ⁷⁰
南埼玉	323,247	335,750	250,769	554,676	60,385 ¹⁹	203,082 ⁶¹	212,591 ⁸⁵	5,187,689 ⁹³⁶	128,181 ⁴⁰	172,528 ⁵²	150,475 ⁶⁰	1,036,286 ¹⁸⁷
北葛飾	215,168	368,157	151,122	818,930	100,936 ⁴⁷	155,049 ⁴³	98,674 ⁶⁶	1,165,275 ¹⁴³	175,822 ⁸²	199,868 ⁵⁵	80,923 ⁵⁴	1,230,024 ¹⁵¹
中葛飾	37,780	62,326	25,872	222,398	13,605 ³⁶	20,354 ³³	19,010 ⁷⁴	247,808 ¹¹²	30,521 ⁸¹	41,407 ⁶⁷	25,937 ¹⁰¹	244,790 ¹¹⁰
合計	2,975,709	4,427,248	1,828,432	9,018,596	2,362,164 ⁸⁰	2,328,770 ⁵³	1,534,121 ⁸⁴	11,015,520 ¹²³	2,215,244 ⁷⁵	1,796,396 ⁴¹	1,493,277 ⁸²	7,202,912 ⁸⁰

(注)(1)耕地、山林、其他を含む土地の売買金高と貸借金高。

(2)上段の数値は、明治17年を100とする指数。

(3)円未満四捨五入。

(資料) 各年『埼玉県統計書』より作成。

によって蚕糸業卓越型地域を中心に埼玉県の土地売買、土地金融の動向を考察することにしよう。

明治17年に埼玉県では土地売買金高290万円余（券面金高では240万円余）、

土地書質入金高440万円余（券面金高では460万円余）であり、後者は前者の1.5倍（券面金高では1.9倍）の格差がある。明治21年において埼玉県の質書入件数中質入（占有担保）件数比率は15.6%で、土地金融の大部分は書入（非占有担保）であった¹⁸⁾。『埼玉県統計書』によれば、土地売買金高は明治18年を、土地質書入金高は明治16年をそれぞれピークに翌年以降減少する。土地書質入年末現在金高のピークは、明治20年である。明治20年に埼玉県の土地売買金高（236万円余）、土地書質入金高（232万円余）は、明治17年当時の前者80%、後者53%まで減少する。両者のうち、就中書質入金高の減少が著しい。明治20年に土地の売買金高と書質入金高が逆転し、それ以後この差が拡大するようになる。

土地の質書入受戻金高は、明治17年に180万円余、20年150万円余、23年140万円余であり、減少傾向にあるものの書質入金高よりも減少幅が低いため、土地の質書入金高に対する受戻高割合は、明治17年に42%、20年66%、23年84%に増大する。年毎に土地の質書入金高と受戻金高が接近するようになる。郡別にみると、土地の売買金高が明治17～20年に増加する諸郡は、高麗、比企、賀美、那珂、大里、榛沢、男衾7郡である。蚕糸業卓越型諸郡が半数以上を占め、米作卓越型諸郡は皆無である。また土地の書質入受戻金高が同期間に増加する諸郡は、北足立、比企、横見、秩父、児玉、賀美、榛沢7郡である。土地売買金高同様、蚕糸業卓越型諸郡が半数以上を占めている。米作卓越型諸郡は北足立郡のみである。明治23年には秩父、児玉、賀美、那珂、榛沢の蚕糸業卓越型諸郡は、更に継続して受戻金高が増大する。

明治17～23年に土地の書質入年末現在金高が100万円を越える諸郡は、北足立、北埼玉、南埼玉、北葛飾、秩父¹⁹⁾の諸郡である。米作卓越型諸郡が殆ど大部分を占める。北足立郡、南・北埼玉郡、北・中葛飾郡5郡のみの土地の書質入年末現在金高は、明治17年に埼玉県全体の半分を占め、明治20～23年には6～7割を占めるまでに拡大する。券面金高では、明治20年には上記米作卓越型5郡で9割弱に達する。米作卓越型諸郡の突出した土地抵当借

金の堆積を物語る。蚕糸業卓越型諸郡の土地書質入年末現在高は、明治17年より23年までに秩父郡が3.47倍、賀美郡1.79倍に増えるほかは、明治17年当時の11～39%まで大幅に減少する。

以上の分析結果から、蚕糸業卓越型諸郡は概ね、丹羽氏が否定した「土地金融を通しての経営的発展、経営農民の土地買取り—経営地拡大」が生じていたと推定して大過ないであろう。

次に、明治18年の『最上農名簿²⁰⁾』より埼玉県下5郡の地主制の展開度をみることにしよう。第3表は、大里、幡羅、男衾、榛沢、北埼玉5郡の各宿町村最上農の人数と所有耕宅地、同地価を階層別に示したものである。同表には蚕糸業卓越型、複合畑作型、米作卓越型各諸郡を含む。同史料には各宿町村に1～9名の最上農を掲載している。上記5郡256宿町村のうち、最上農1名の宿町村が全体の3分の2を占め、最上農2名の宿町村を含めると9割に達する。最多数は、榛沢郡西大沼村連合宿根村の最上農9名である。そのほかは、28宿町村に各3～5名の最上農が存在する。

同表から50町以上の大地主と10～50町の中地主についてみると、松方デフレ期に埼玉県内において蚕糸業卓越型地域に属す男衾部には大地主は1名もおらず、中地主それも漸く10～20町の中地主が2名存在するのみである。榛沢郡では大地主1名（横瀬村・荻野六郡）、中地主9名に限られる。両郡共5～10町の小地主と5町未満の零細地主を中心とし、しかもこのうち零細地主が多数を占めている。複合畑作型地域に属す幡羅郡には大地主はいないが、中地主が22名おり、小地主21名と共に同郡の主要地主層を形成する。大里郡には70町歩を越す大地主が1名（冑山村・根岸武香）存在するほか、中地主15名、小地主13名で幡羅郡同様中・小地主が中心的地主層である。米作卓越型地域に属す北埼玉郡には、大地主5名（小針村・田島竹之助、串作村・酒巻倉之助、南篠崎村・大越甚内、南大桑村・門井総之丞、琴寄村・小林官吉）、中地主113名、小地主70名、零細地主16名を確認することができる。北埼玉郡では大地主を頂点とする地主制が基本的にこの時期すでに形成されて

第3表 埼玉県5郡町村の最上農（明治18年）

	大里郡			男衾郡			幡羅郡			榛沢郡			北埼玉郡		
	人数	耕宅地	地価	人数	耕宅地	地価	人数	耕宅地	地価	人数	耕宅地	地価	人数	耕宅地	地価
50町以上	1人	反畝歩 776.1.10	円 35,133,535	—人	反畝歩	円	—人	反畝歩	円	1人	反畝歩 577.0.00	円 15,735,093	5人	反畝歩 2,854.3.00	円 108,109,097
40～50町未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	2,653.6.26	94,713,404
30～40町 //	—	—	—	—	—	—	2	717.1.04	33,643,460	1	343.3.23	12,182,119	9	2,947.3.23	121,453,645
20～30町 //	4	969.9.01	39,056,004	—	—	—	3	737.9.05	32,642,346	1	253.4.10	8,262,392	17	4,129.2.28	162,876,724
10～20町 //	11	1,606.1.27	87,095,117	2	219.0.06	7,677,189	17	2,078.9.18	87,000,913	7	858.8.01	25,251,187	81	10,779.0.20	422,282,934
5～10町 //	13	996.7.14	52,575,220	6	364.8.08	12,645,953	21	1,521.9.21	61,781,257	26	1,889.3.14	62,226,570	70	5,275.2.14	226,112,184
5町 //	3	124.6.28	4,844,907	10	383.9.08	12,005,919	3	129.3.10	6,445,731	48	1,492.3.11	48,590,009	16	600.6.12	21,245,781
合計	32(23)	4,473.6.20	218,704,783	18(13)	967.7.22	32,329,061	46(35)	5,185.2.28	221,513,707	84(50)	5,407.2.29	172,247,370	204(155)	29,239.6.03	1,156,793,769

(注)(1) () 内は、町村実数。

(2)地価は、山林地価を含む。

(3)榛沢郡の耕宅地合計は、50町以上者の耕宅地を57町歩として集計。

(4)北埼玉郡のうち、郷地村連合2ヶ村最上農5名不詳。

(資料) 明治18年「最上農名簿」(「新編埼玉県史」資料編21, 附録)より作成。

いたとみることができよう。上記各5郡の耕地面積²¹⁾・戸数の違いを考慮に入れても、北埼玉郡の大・中地主層の地位は他の4郡に較べきわめて高いといえよう。この地方は、明治10年代末に小作地率がおよそ40～50%台に及んでおり、幕末期に形成されていた地主・小作関係を前提に地租改正を画期として、松方デフレ期に地主的土地所有の急激な進展をみたものと考えられる。

蚕糸業卓越型諸郡（榛沢郡、男衾郡）は、3地域類型の中で地主的土地所有の進展が最も低位にあり、複合畑作型諸郡（大里郡、幡羅郡）は、地主的土地所有が高度に展開する米作卓越型諸郡（北埼玉郡）と蚕糸業卓越型諸郡の中間に位置する。

埼玉県の地主層は、明治期において松方デフレ期を中心とする明治10年代と30年代初頭の2段階に亘って地主的土地所有の規模を拡大する²²⁾。時期は下がるが、大正12年には50町歩以上の大地主は県全体で83名にのぼり²³⁾、このうち北埼玉郡23名、南埼玉郡20名、北葛飾郡15名、北足立郡10名で、上記4郡で県全体の82%に達する。そのほか児玉郡6名、大里郡5名、入間郡3名、比企郡1名である²⁴⁾。北足立郡志木町の西川武十郎の275町歩余を最高に、100町歩以上の大地主が21名存在する。大里郡、比企郡には100町歩以上の大地主は全く存在せず、入間郡、児玉郡に1、2名いるだけである。大地主は、「埼玉水田地帯」に集中する。

次に、小地主と零細地主を主体とする蚕糸業卓越型地域の地主制形成の具体相を榛沢郡内ヶ島村連合を中心に追究することにしよう。

(2) 内ヶ島村連合を中心とする農村構造

内ヶ島村連合（現・深谷市）は、内ヶ島村、高畑村、起会村、大塚島村、大塚村、新戒村、成塚村の7ヶ村からなる²⁵⁾。明治初年において内ヶ島村連合の耕地（380町歩余）は大部分が畑地であり、水田は66町歩余にすぎない。内ヶ島村連合内の新戒村、成塚村、大塚村3ヶ村は、利根川右岸の自然

堤防上の砂質土地帯にあって、水田を欠く。水田を有する内ヶ島村、起会村、大塚島村などの村は、主に主穀の米・麦の生産と養蚕業などの商業的農業、新戒村、成塚村、大塚村などの村は、養蚕・製種業や藍業などの商業的農業を展開する。とくに新戒村、成塚村は、商業的農業が盛んで、それに伴い諸営業＝職業分化が進展していた²⁶⁾。

内ヶ島村連合において最大の耕地・戸数を有する新戒村の「最上農」は、明治18年に劔持長平（耕宅地9町9反4畝8歩）と荒木常四郎（耕宅地9町4反8畝10歩）である。両名は、村内で数少ない小地主である。劔持家と荒木家の耕宅地所有高は、新戒村1戸当り平均耕宅地反別6反2畝15歩の14倍と13倍に相当するが、同村耕宅地総面積のそれぞれ5.8%と5.5%、合せて11.4%を占めるにとどまる。

劔持長平は、松方デフレ期に質屋業と材木小売業を営み、明治16年度の営業金高は前者912円余、後者195円余である。同氏は、不況回復期にも引き続き質屋業を営業し、営業金高は明治20年68円、21年150円である。明治21年2月28日に劔持長平より内ヶ島村連合戸長・河田三弥に届け出た明治20年の貸金利率は、「拾円ニ対スル」利率が「最高二割四分」、「最低二割」、「平均二割二分」、「壹円ニ対スル」利率が「最高三割六分」、「最低三割」、「平均三割三分」でであった。劔持家は、商業・高利貸資本とくに高利貸資本活動を中心に土地集積を進め、小地主の成長をみたのであろう。荒木常四郎は、小売3～4商即ち荒物商、油商、煙草商、売薬商を営むほか、明治15年前後には村内第一の製種家²⁷⁾であり、また蚕種10枚を掃立てる²⁸⁾大規模養蚕経営＝小ブルジョア経営者であった。荒木家は、明治12年9月に製種家33名と共に「蚕種製造会社」を、さらに蚕種輸出結社＝「有志会社」を設立していたことが知られている²⁹⁾。劔持長平は、明治30年4月に劔持精米場を創設する。両名共生産者的側面を堅持しながら、商業乃至高利貸資本として活動していた。劔持長平は新会村議会議員を、荒木常四郎は新戒村・成塚村連合戸長、新会村議会議員、新会村収入役、新会村長、新会村農会会長などをそれ

ぞれ歴任する。

成塚村の「最上農」は河田三弥であり、耕宅地7町3畝3歩を所有する。河田家の耕宅地所有高は、成塚村の1戸当り平均耕宅地反別1町4畝17歩の7倍に相当し、同村の耕宅地総面積の9.0%を占める。河田三弥は、明治15年前後には村内随一の製種家³⁰⁾であり、蚕種15枚を掃立てる³¹⁾大規模養蚕農民＝小ブルジョア経営者でもあった。また彼は、内ヶ島村連合戸長（後に新会村議会議員、新会村長を歴任）、産業集談会会長をつとめ、また明治21年には血洗島村の渋沢宗助を発起人総代として創立する養蚕改良結社・拡業会社の発起人の1人としてその名を連ねている³²⁾。河田家は史料上商業資本家として現われることなく、地主経営を行う一方で生産者農民の一面を色濃く残す。新戒村の劔持・荒木両家同様に、河田家の村方地主としての土地所有規模は、精々小地主の枠内にとどまる。河田家の商業・高利貸資本としての劣位が、劔持・荒木両家よりも土地集積を後退させた要因とも考えられる³³⁾。新戒・成塚両村は、商品生産が盛んで各種の営業者が多数存在し、周辺農村一帯における商品流通上の結節点としての機能を果していたのである。

大塚村の「最上農」は、塚原健治であり、彼の所有する耕宅地は10町3畝20歩になる。またこの他に山林を6反8畝12歩を所有する。塚原家の耕宅地所有高は、同村の1戸当り平均耕宅地反別9反6畝22歩の10倍に相当し、新戒村の劔持・荒木両家の場合を下回るものの、大塚村の耕宅地総面積の34.6%に達する。塚原家の村内における社会的・経済的地位は、新戒村と成塚村の「最上農」を上回る程であるといえよう。塚原家の耕宅地と山林を合せた地価は、新戒村の劔持・荒木両家の耕宅地の各地価を下回る。榛沢郡内で新戒村の畑地価が最高であることに由来しよう。塚原家の耕宅地所有が10町歩を僅かながら超すとはいえ、新戒村の劔持・荒木両家のそれよりも地価の低い土地であることから、小地主の範疇に入れても差し支えないであろう。塚原家は、史料上松方デフレ期に商業資本或いは質屋業者としてその名を示し

ていないが、商品生産が展開する中で生産者・商人への生産・営業資金の融通や租税未納者への貸付等の高利貸的存在として機能し、松方デフレ期に負債整理の結果、土地集積を進めたのであろう。

高畑村の「最上農」は、大沢新三（耕宅地8町1反8畝5歩）である。大沢家の所有耕宅地は、高畑村の1戸当り平均耕宅地反別5反4畝10歩の15倍に相当し、同村の耕宅地総面積の17.7%を占める。大沢新三は、明治13年創設の藍玉商結社・貫通社（資本金8千円）のメンバーの1人である。内ヶ島村連合内で、大塚村の塚原健治と新戒村の剣持長平・荒木常四郎に次ぐ大沢家の土地集積は、商業資本の展開と土地集積の関連を想起させる。高畑村は、内ヶ島村連合内の畑作複合型村落の中で畑面積が最も多く、しかも同村1戸当りの平均耕宅地反別は、連合内で最も少なく、起合村の場合の半分である。こうしたことから、高畑村では生計補助手段として換金作物＝商業的農業が発達し、営業者は連合内で新戒村、成塚村に次いで多く、商業活動も活発に

第4表 高島村の土地所有規模別戸数（明治7～21年）

	明治7年		明治15年		明治21年	
	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率
10町以上	戸	%	戸	%	1戸	0.7%
7～10町未満					0	—
5～7町 //	1	0.8	4	3.0	2	1.4
3～5町 //	3	2.3	3	2.2	4	2.9
2～3町 //	6	4.6	4	3.0	4	2.9
1.5～2町 //	5	3.8	9	6.7	5	3.6
1～1.5町 //	9	6.9	10	7.4	8	5.7
8反～1町 //	6	4.6	9	6.7	7	5.0
5～8反 //	14	10.8	18	13.3	8	5.7
3～5反 //	22	16.9	18	13.3	20	14.3
1～3反 //	35	26.9	28	20.7	35	25.0
1反未満	29	22.3	32	23.7	46	32.9
合計	130	100	135	100	140	100

（資料）「明治7年 租税割付帳」高島村役場、「明治15年第1期第2期地租金取立簿」高島村戸長役場、「明治17年改定 高島村地所持高一人別合計帳」中瀬村連合戸長役場より作成。

展開し、各種の営業に従事していた。また一方において高利貸資本による生産者農民や商人への生産・営業資金の融通が、松方デフレ期に負債の累積となって土地の譲渡・処分を招いたであろうことも見逃すことができない。

かくして、畑作の村ないし畑作の優越する村で蚕糸業を中心とする商業的農業＝小商品生産が盛んな新戒村、成塚村、大塚村、高畑村では、「最上農」として10町歩前後の中・小地主層を析出する。明治16年に新戒村の地主層は、小地主5戸、零細地主7戸であった³⁴⁾。松方デフレ期における農民層の分化・分解は、蚕糸業卓越型の当地域においては、小地主に近接する中地主を頂点とする小地主・零細地主中心の地主層の形成を特徴としていた。

上記3ヶ村同様畑作村である隣村高島村の農民階層の構成変化を検討し、蚕糸業卓越型地域の地主制形成の特徴の一端を明らかにすることにしたい。

第4表は、明治7年から21年までの高島村の土地所有規模別階層構成の変化を示している。明治7年から15年にかけて、全体として上昇傾向にあり、8反未満の下層農は100戸から96戸に、比率にして76.9%から71.1%に減少し、就中3反未満の零細農は64戸から60戸に、比率にして49.2%から44.4%に減少する。逆に3町以上の最上農層4戸が7戸に増加している。養蚕業・藍業を中心とする商品生産が展開する中で、土地所有2～3町未満層を境として、上下に分化すると同時に8反未満の下層農民の中から上昇する農民を生み出した結果といえよう。しかしその後は、明治10年代後半の松方デフレ期をはさんで、明治21年には商業・高利貸資本の土地集積による10町以上層の出現と共に、農業経営の逼迫に基づく高利貸資本の収奪の結果として、5反～2町未満層特に5～8反未満層の5反未満の下層農へ、就中3反未満の零細農への下落をみるに至る。5反未満の下層農は101戸で、全体の72.1%を占めるまでに拡大する。明治21年の高島村の地主層は、中地主1戸、小地主2戸、零細地主4戸、合せて7戸である。小地主・零細地主を中心とする蚕糸業卓越型地域の特徴的な構成を示す。

明治10年代後半の松方デフレ期から不況回復期にかけて、個別に判明する

高島村の耕地売買（「譲受」を除く）農民についてみると、まず村内の耕地買入者30名のうち、3反未満層の零細・貧農層と8反～3町未満層の中農層が各11名で、合せて全体の4分の3を占める。3～8反未満に下層農6名を含めると下層農以下層で過半の56.7%を占めてをり、中農層以上に耕地の購入活動が盛んである。但し、中農層の耕地買入面積は殆ど1、2反歩台であるのに対し、下層農以下層の場合はそれが数畝歩中心の零細耕地である。しかし、中には2～4反歩台の購入者も若干存在する。このほか、同時期に質地受戻も2件生じている。うち1件は、零細農による村外農民（明戸村・掛川亀吉）からの質地（畑5畝4歩）の受戻しである。次に、上記耕地買入者への村内の耕地売却者は36名（外に村外者2名）おり、このうち約3分の2が下層農以下層であり、約3分の1が中・上層農である。3町以上の上層農は4名である。耕地の売却はほぼ所有＝経営規模に比例しており、小規模者ほど松方デフレの負担が加重であったことがわかる。但し、その反面で上述の如く、零細耕作農民の「土地買取り－経営地拡大」が進行していたのである。広汎な各種の営業活動（農産物市場、特に蚕糸市場の好転に加えて）が、その要因の1つとしてあげることができよう。

内ヶ島村連合において畑作複合型の農業構造をもち、次第に蚕糸業卓越型に近づく内ヶ島村、起会村、大塚島村3ヶ村の「最上農」についてみていこう。

内ヶ島村の「最上農」は、塚越太平（耕宅地5町5反9畝4歩）、金井義作（耕宅地4町6反25歩）である。塚越家と金井家の所有耕宅地は、内ヶ島村の1戸当り平均耕宅地反別8反6畝23歩の6倍と5倍に相当し、同村の耕宅地総面積の12.4%と10.3%をそれぞれ占め、両家合せて22.7%を占める。塚越太平は、松方デフレ期に荒物小売商を営んでおり、村内最大の商人であった。塚越家の商業資本としての活動が土地集積の上で多少なりとも寄与したのであろう。塚越太平家は、大寄村議会議員、大寄村長を歴任する。金井義作については、史料上松方デフレ期に小売業その他の営業はみられない。

大塚島村の「最上農」は、森田周蔵（耕宅地 4 町 2 反 5 畝 8 歩）である。森田家の所有耕宅地は、大塚島村の 1 戸当り平均耕宅地反別 7 反 6 畝 27 歩の 6 倍に相当し、同村の耕宅地総面積の 21.3% を占める。森田周蔵は、松方デフレ期に質貸業と蚕種小売業を営む村内随一の商業・高利貸資本である。森田家は零細地主にとどまるとはいえ、村内での経済力（及び政治力）は、他の村民を圧倒していたといえよう。

起会村の「最上農」は、高田善平（耕宅地 3 町 7 畝 3 歩）である。高田家の所有耕宅地は、起会村の 1 戸当り平均耕宅地反別 1 町 9 畝 25 歩の 3 倍に相当し、同村の耕宅地総面積の 8.0% を占める。松方デフレ期に、高田家の商業・高利貸資本の活動は史料上みられない。起会村には職人 2 戸のほか、荒物、酒類・雑菓子小売商各 1 戸、雑穀仲買商 1 戸の営業者がいるのみで、商業活動は低調である。

以上のように、内ヶ島村連合内の畑作複合型諸村では、商業的農業・農産加工品のほか商業活動も低調で、地主的土地所有も漸く 5 町歩を越える小地主を析出するのみである。即ち、松方デフレ期における農民層の分化・分解は、小地主を頂点とする零細地主中心の地主層の形成を特徴としていた。

次に、松方デフレ期における内ヶ島村連合の土地売買、土地金融の状況を明らかにすることにしよう。

2. 松方デフレ期の土地売買と土地金融

(1) 内ヶ島村連合等の土地売買と土地金融

土地移動（全国）は、明治 13 年頃を起点として急激に進行し、明治 17 年から 19 年にかけて毎年総耕地の約 5% が売買の対象となり、総土地の約 16% が質書入の抵当とされていた³⁵⁾。第 5 表は、内ヶ島村連合の土地売買、土地金融（書質入）について、明治 18 年 1 月から 8 月までの間の状況を示したも

第5表 内ヶ島村連合の土地売買・質書入件数と金額（明治18年1～8月）

		質 入	書 入	売 買	合 計
新 戒 村	件数	2 [#]	47 [#]	14 [#]	63 [#]
	金額	108.00	2,746.90	1,238.42	4,093.33
成 塚 村	件数	—	26	11	37
	金額	—	1,345.00	1,480.25	2,825.25
高 畑 村	件数	2	26	10	38
	金額	145.00	1,410.74	828.18	2,383.92
起 会 村	件数	6	19	13	38
	金額	199.50	1,087.60	817.00	2,104.10
内ヶ島村	件数	2	20	1	23
	金額	55.00	593.50	90.34	738.84
大塚島村	件数	—	10	7	17
	金額	—	389.00	254.00	643.00
大 塚 村	件数	—	3	1	4
	金額	—	140.00	38.00	178.00
合 計	件数	12	151	57	220
	金額	507.50	7,719.40	4,742.20	12,969.10

（資料）「明治18年1月～8月 内ヶ島村連合各村地所公証之数」内ヶ島村連合戸長役場より作成。

のである。

内ヶ島村連合全体で、土地の売買及び土地担保金融としての書入と質入合せて220件、金額にして12,969円10銭にのぼる。この金額は、内ヶ島村連合全体の地租金の2.4倍³⁶⁾、村税収入の7倍にあたる³⁷⁾。土地の流動化は、内ヶ島村連合2.5戸に1件の割合であり、1件当たり平均58円95銭になる。松方デフレ期の中で最悪の年を脱した時期において8ヶ月という短期間に連合総戸数の半数近くが、土地売買・土地抵当借金をしていたことになる³⁸⁾。この短期間の負債額から類推して、松方デフレ期を通じて内ヶ島村連合全体の累計負債額が多額にのぼるであろうことは想像に難くない。内ヶ島村連合全体の土地の売買と質書入の内訳は、売買が57件・4,742円20銭、書入151件・

7,719円40銭、質入12件・507円50銭である。この中で、貨幣資本の増大を目的とした金融活動である書入（非占有担保）が件数、金額共に最も多く、全体の6割前後を占める。この点は、内ヶ島村連合各村についても当て嵌まる。1件当りの平均金額では、売買83円20銭と最も高く、次いで書入の51円12銭、質入の42円29銭と続く。売買・書入・質入の総平均では、前述の如く1件当たり58円95銭である。

この土地の売買と書入の規模は、「小集団地取引」にあたり、主に自作農経営に対する金融に照応する³⁹⁾。ただし、連合内各村についてみると、零細土地取引諸村と「小集団地取引」諸村に大別できる。地域内在村地主間の貨幣融通や在村地主の村内又は周辺村耕作者に対する生産資金貸与などを内容とする金融が中心の質入は、件数・金額・1件当りの平均金額いずれも土地移動の3形態の中で一番少ない。質入は書入以上に零細な金融取引に集中し、一般耕作農民からの小耕地片の質入が支配的とみることができる。

正確な数値ではないが、反当り売買価格が18.6円⁴⁰⁾、反当り負債額が書入21.24円、質入32.53円⁴¹⁾とすれば、1件当りの売却・担保土地（畑）の面積は売買4反強、書入2反強、質入1反強となり、所有権の移動した土地総面積は634反で、内ヶ島村連合総土地面積の1割強にあたる。

前述の如く、内ヶ島村連合では土地売買金額が36.6%、質書入金額が63.4%を占め、後者が全体のおよそ3分の2を占める。所有権の移動に関する全国的傾向とは逆に、東山・東海地方と同様に質書入の展開が売買展開に先行している。ただし、内ヶ島村連合では質入（＝占有担保形態）の比重（質書入中質入の比率）が極めて低く、これは長野県なみで全国平均に近く、東山・東海地方及び埼玉県とも異なる。埼玉県における質地形態の金融の比重の高さは、県東南部米作卓越型地域中心に在村地主層による居村ないし近村の農民経営に対する旧幕時代から行われてきた生計補充の零細貸付が顕著であることを示すものである。

土地移動を連合内の村別にみると、土地の売買、書入、質入を合せた件数、

金額共に新戒村（63件・4千円余）が最も多く、これに金額で成塚村（2千8百円余）が続く、両村合せると全体の過半の53.3%を占め、さらに高畑村（2千3百円余）を加えると、全体の7割を占めるまでになる。上記3ヶ村共、1件当りの平均金額は、質入・書入・売買すべてが50円以上であり、成塚村は土地売買の1件当り平均金額が134円57銭にのぼり、連合内最多である。商品生産が盛んな新戒村、成塚村、高畑村において土地移動の著しさが窺われる。この点は、これら3ヶ村において小地主層の析出をみたことと符合しよう。上記以外の4ヶ村は、土地売買・質書入1件当り平均金額すべてが内ヶ島村連合各平均を下回り、その金額は20、30円台が多い。この低調な土地移動は、前述の「最上農」＝零細地主層の析出と一致する⁴²⁾。

そこで次に、隣村高島村の松方デフレ期における高利貸資本の土地集積による小地主への成長と上層農の下層農への転落の具体例を示すことにしよう⁴³⁾。

松方デフレ期を通じて小地主に成長する高島村の「最上農」＝古郡豊五郎・亀吉家（明治18年耕宅地7町1反3畝9歩）は、史料上明らかにしうる限りでは、村内において下・中層農主体に、特に高島村主要階層である下層農中心に、荒地起返地を含め17名より耕地2町8反余（地価791円余）を明治10年代後半に買い入れており、この買入耕地のうち耕地片の最大は4反歩余、最小3畝歩余、1～3反歩台中心である。関東畑作養蚕地帯を特徴づける高利貸資本の零細耕地片の集積による小地主の出現である⁴⁴⁾。古郡亀吉は、新会村議会議員、新会村村長を歴任する。農民の土地喪失、つまり土地の売渡しを余儀なくされるのは、上記に示す中層農以下の階層に限られるものではない。高島村の上層農の1人である梅沢房次郎は、高島村戸長をつとめ、明治15年に6町5反歩余の耕宅地を所有していたが、明治21年には5反歩余の所持に激減する。松方デフレ期における農産物価格の下落や重課税（＝軍拡のための増税）等によって農民が困窮に陥った、その深刻さを体現している。史料上判明する限りでは、明治17～18年の2ヶ年間に12名に耕地4町

6反歩余（地価1,423円余）、とくに明治18年度にその7割強を売却する。売却先は、高島村の零細農・萩原某（耕地3畝5歩所有）以外はすべて村外の中瀬村を中心に、島村、明戸村、石塚村、西野村等近隣諸村民である。この売り渡し耕地のうち、耕地片の最大は1町1反歩余、最小3畝歩余、1～3反歩台中心である。この最大の耕地片購入者は、中瀬村の「最上農」・斎藤安雄で、横瀬村の萩野六郎に次ぐ近隣最大の地主である。その他の耕地購入者に「最上農」は無く、耕地片購入者の中で中瀬村の河田源三郎（3畝20歩買入）と河田幾三郎（1反1畝28歩買入）は、何れも製種家である。明治15年7月に中瀬村・河田文治外9名により蚕種製造組合が創設される。この組合創設メンバーとして河田源三郎、河田幾三郎両名が加わる。河田源三郎は、中瀬村議会議員（明治22年4月25日～同42年10月3日）をつとめる。

この時期に数町歩の耕地を一括して買収するほどの資力富裕者＝有力高利貸資本家・銀行類似会社等が存在しない点に関東養蚕畑作地帯の特徴があるといえよう。県内の銀行類似会社は入間郡に、私立銀行は入間郡のほか北足立郡、比企郡に集中しており、榛沢郡には私立銀行は1行もなく、明治15年に銀行類似会社が1社設立されるものの、翌年には姿を消す⁴⁵⁾。

次に、内ヶ島村連合周辺諸村の土地移動について瞥見することにしよう。

第6、7表は、榛沢郡の50町歩を越す大地主・萩野六郎と30～40町層の中地主・斎藤安雄の居村である横瀬村と中瀬村を含む、血洗島村連合と中瀬村連合の明治18年1～8月の土地売買と質書入状況を示す。血洗島村連合7ヶ村全体で、土地の売買及び土地担保金融＝書入・質入合せて173件、金額にして11,219円80銭5厘である。土地の流動化は、血洗島村連合2.9戸に1件の割合であり、1件当たり平均64円85銭になる。内ヶ島村連合と較べて土地取引戸数割合はやや低い、平均金額が高い。とりわけ大地主を析出した横瀬村では土地取引が低調で、5.4戸に1件の割合にすぎない。すでに農民層の分化・分解が進んでいた結果であろう。むしろ横瀬村周辺諸村において土地取引が活発で、町田村の1.4戸、北阿賀野村の2.1戸、上手計村の2.1戸、下

第 6 表 血洗島村連合の土地売買・質書入件数と金額（明治18年1～8月）

		質 入	書 入	売 買	合 計
血洗島村	件数	1 [#]	9 [#]	2 [#]	12 [#]
	金額	120 ^円 .00	467 ^円 .05	190 ^円 .00	777 ^円 .05
上手計村	件数	2	18	5	25
	金額	330.00	703.877	513.50	1,547.377
下手計村	件数	1	37	18	56
	金額	249.00	2,125.95	607.49	2,982.44
横 瀬 村	件数	2	14	10	26
	金額	49.00	414.25	493.228	956.478
町 田 村	件数	2	23	11	36
	金額	176.50	2,132.70	1,056.25	3,365.45
南阿賀野村	件数	—	7	—	7
	金額	—	347.00	—	347.00
北阿賀野村	件数	4	2	5	11
	金額	433.75	330.00	480.26	1,244.01
合 計	件数	12	110	51	173
	金額	1,358.25	6,520.827	3,340.728	11,219.805

（資料）『明治十八年 戸長役場巡視書類 第1課』（埼玉県立文書館所蔵文書）より作成。

第 7 表 中瀬村連合の土地売買・質書入件数と金額（明治18年1～8月）

		質 入	書 入	売 買	合 計
中 瀬 村	件数	—	64 [#]	18 [#]	82 [#]
	金額	—	2,533 ^円 .586	933 ^円 .507	3,467 ^円 .093
高 島 村	件数	3 [#]	33	34	70
	金額	252 ^円 .00	1,786.17	1,262.84	3,301.01
合 計	件数	3	97	52	152
	金額	252.00	4,319.756	2,196.347	6,768.103

（資料）前表と同じ。

手計村の2.8戸にそれぞれ1件の割合の土地取引が行われている。中瀬村連

合の場合も同様で、中地主を析出した中瀬村は、土地取引が3.7戸に1件の割合にすぎないが、高島村ではそれが1.7戸に1件の割合と高い。大・中地主が周辺諸村に触手を伸して、土地集積を進めていたとみることができる。即ち、大・中地主の析出に照応する血洗島村連合・中瀬村連合各域内（及び周辺域内）の土地取引の進展である。因に中瀬村の斎藤安雄は、すでに明治14年に新戒村に畑8反3畝26歩、明治15年には高島村に畑1町6畝5歩をそれぞれ所有していた⁴⁶⁾。両村に耕地を所有する中瀬村民の中では、最大規模である。

血洗島村連合全体の土地の売買と質書入の内訳は、売買が51件・3,340円72銭8厘、書入110件・6,520円82銭7厘、質入12件・1,358円25銭である。内ヶ島村連合同様に書入が件数、金額共に最も多く、全体の6割前後を占める。1件当りの平均金額では、内ヶ島村連合の場合と異なり、質入113円19銭が最も高く、売買65円50銭、書入59円28銭と続く。土地の売買・書質入共に1件当り50円以上であり、就中質入は100円を越す多額である。質入の1件当り金額が土地取引3形態の中で最も高い村は、血洗島村、上手計村、下手計村3ヶ村に限られる。その中で下手計村は、質入僅か1件であるが249円にのぼり、著しく高い。具体的内容は明らかでないが、在村地主間の貨幣融通であろう。血洗島村連合諸村の中で、町田村・下手計村2ヶ村で土地の売買・書入・質入の件数・金額が全体の5割を超す。特に書入金額では、両村で約3分の2を占めている。下手計村の橋本友右衛門・友十郎家は、すでに村方地主として明治10年に14町歩余の土地を集積し⁴⁷⁾、明治18年には「最上農」として耕宅地25町3反4畝10歩を所有する。下手計村の土地移動の激しさは、中地主の析出・成長と関連していよう。

中瀬村連合中瀬・高島2ヶ村全体で、土地の売買及び土地担保金融＝書入、質入合せて152件、金額にして6,768円10銭3厘である。村落規模＝戸数からみると、中瀬村連合の土地取引の件数は内ヶ島村連合、血洗島村連合とほぼ同じであるといえるが、金額は両連合の5、6割にとどまる。これは、中瀬

村の土地取引の少なさと取引規模の零細さによる。横瀬村同様、すでに農民層の分化・分解が進展していた結果であろう。土地の流動化は、血洗島村連合とほぼ同じ2.8戸に1件の割合であり、1件当たり平均44円53銭である。この金額は、内ヶ島村連合、血洗島村連合よりも大きく下回る。中瀬村連合全体の土地の売買と質書入の内訳は、売買が52件・2,196円34銭7厘、書入97件・4,319円75銭6厘、質入3件・252円である。この中では書入が件数、金額共に最も多く、全体の6割強を占める。これは、内ヶ島村・血洗島村両連合とほとんど同じ割合である。1件当たりの平均金額では、質入84円が最も高く、次いで書入44円53銭、売買42円24銭である。質入は僅か3件ながら高島村のみで、中瀬村にはない。この質入1件当たりの金額は血洗島村連合には及ばないが、内ヶ島村連合の高畑村、血洗島村連合の町田村なみの高さである。前記高島村の梅沢家の如く、土地売買に先立つ在村地主間の貨幣融通を推測させる。高島村の土地取引1件当たりの金額は、上記の如く質入が84円、書入54円13銭と何れも50円以上であり、内ヶ島村連合の新戒村、成塚村、高畑村なみの取引規模である。また1.7戸に1件の割合という土地流動化の高さが小地主・零細地主層⁴⁸⁾の析出に導いたといえよう。

次に、新戒村の小地主・荒木常四郎家を例に、その土地売買、土地金融について明治10年以降に限り具体的に考察することにしたい。

(2) 荒木常四郎家の土地売買と土地金融

すでに述べたように荒木常四郎は、明治12年9月に他の蚕種製造家と共に「蚕種製造会社」と蚕種輸出結社＝「有志会社」を設立し、明治14年には輸出蚕種を中心に1千枚を越す蚕種を製造する村内随一の大製種家であった。明治16年には蚕種10枚を掃立てる小ブルジョア経営者である。また荒物・油商、煙草商、売薬商を営む村内小売大商人であった。以下荒木常四郎家の土地売買・土地金融を明治10年代における同家の「畑売渡証」、「借用証」、「地所書入証」等を用いて明らかにしていこう。次の史料は、荒木家が明治10年

1月に畑1反6畝15歩(反別改正2反19歩)を39円にて隣村高島村の上層農
・正田政五郎に売り渡した「畑売渡証」である。

史料1

畑売渡証⁴⁹⁾

第五百七十四番	第六百十式番
上畑三反六畝壹歩内	字地藏窪 改正
一畑壹反六畝拾五歩	反別四反拾式歩
此地代金三十九円也	之内 一切畝歩
	反別式反拾九歩

右者書面之地所御改正反別切畝歩ニ致貴殿江
売渡地代金正ニ受取地所相渡申処確實御座候
然ル上ハ右御券証貴殿名前ヲ書換相願相渡可
申筈ニ御座候處当今地租御改正之際ニ而一時
願書兼候ニ付右御定相成候上ハ速御ニ書換相
願相渡可申候万一其節未練ケ間敷義御座候
ハゞ売渡人ハ勿論加判者我等引受屹度〇〇貴
殿江聊御損毛相掛ケ申間敷候為後日畑売渡之
証依而如件

明治十年一月

榛沢郡新戒村

畑売渡人

荒木常四郎

証人親類

荒木元三郎

立会人

荻野清吉

同郡高島村

正田政五郎殿

製種家・荒木常四郎家は、すでに明治7年に蚕種の売渡先である横浜の蚕種売込商・田部井芳兵衛（京屋）に生産資金150円の借用を仰いでいた⁵⁰⁾。明治6年まで蚕種輸出は、枚数・価格共極めて高い数値を示して、盛況であった。特に明治6年は、蚕種1枚当たり平均2円16銭という記録的高値を実現するが、翌年には蚕種単価は約4分の1に急落する。荒木家は、明治6年の蚕種価格の記録的高値をうけて、翌7年に製種規模を拡大するため、蚕種販売先である蚕種売込商・京屋芳兵衛から多額の借用を行ったのであろう。しかし、蚕種価格は大幅に低下し、荒木家の製種経営は大打撃を受けたことであろう。こうした経営の逼迫が、耕地の売却を余儀なくされたものと思われる。明治10年頃より蚕種輸出の衰退期に入り、蚕種価格の回復が望めなくなる。前記「蚕種製造会社」、「有志会社」の設立は、この打開策の1つといえよう。なお、荒木家が売り渡したこの耕地（畑2反19歩・地価54円71銭3厘）は、明治18年12月9日に正田政五郎より買い戻している。

次の史料は、荒木常四郎家が高島村の正田政五郎家に耕地を売却した同年の1月に、村内の上層農・^(郷) 釘持長平から50円を借り入れた「借用証」である。

史料2

借用証⁵¹⁾

一金五拾円也

右者租税其外要用ニ差支右金正ニ受取借用
申処確實也且返済之義ハ来ル丑十月卅日限
リ金貳十円ニ付尅ヶ月金貳十五銭之利子加
ヘ元利急度返済可致候右相定之通聊相違無
御座候為後日金子借用書入置可申處仍而如
件

明治十年

丑一月拾六日

釘持長平殿

借用人

荒木常四郎

借用証書による借り入れであり、抵当地はみられない。鋤持長平家は資料上確認できるだけで、既述のように明治14年以降質屋を営業しており、荒木家が「租税其外要用ニ差支」えた借用金は、村内高利貸資本による貨幣融通とみてよいであろう。明治10年にはこのほか11月20日に熊谷駅の高柳金左衛門より200円を預っている⁵²⁾。荒木家と高柳家両家の関係は不明である。これまでにも明治6年に荒木家は、高柳家より200円（「但シ無利足」）を預っている⁵³⁾。何らかの仕入資金あるいは親質屋と子質屋の関係とも考えられるが、荒木家が質屋経営を行っていた記録は認められない。荒木家は、鋤持長平に1月に続き、6月に耕地書入を行い、20円の借用を行う。次の史料がそれである。

史料3

地所書入証⁵⁴⁾

一金拾五円外五円増 但シ利足金十五円
 此書入ノ式拾円 二付一ヶ月廿五銭
 字落合窪
 九百六十五番
 一中畑六畝歩
 此地代金拾貳円也

右地所書入書面之金子証人相定正ニ請取致
 借用候處確實也返期之義者来ル十二月三十
 日限り前書利足差加ヘ元利共返金可致候若
 其節差支候ハ、書入地所請人引受返金可致
 候依而地所書入証如件

明治十年六月十一日 榛沢郡新戒村
 借用人
 荒木常四郎
 証人
 荒木元三郎

荻野清吉

劔持長平殿

前書之通り相違無之依而奥印候事

明治十年六月十一日 副戸長 加藤伝三

この地所書入は、翌11年4月15日に「書換成」、その後同年12月24日に返済する。また荒木常四郎家は、明治10年2月に村内の下層農・荒木某より「建家壱棟 第六番屋敷 八坪半」を「買受」ける。買受金額は明らかでないが、「明治十六年迄内貴殿御入用之義出来成節者右代金ニ而売返し可申候⁵⁵⁾」と定めている。後述するように、畑売買の際にも期限を区切り「売返し」を規定している。

荒木常四郎家は、明治11年4月に上記前年地所書入の「書換」により、28円の「借入金証」を劔持長平に入れるほか、同年12月に村内の上層農・村岡嘉平より「金式拾円ニ付壱ヶ月金式十五銭之利子」にて150円を証書借用する⁵⁶⁾。また同年7月には下畑2反8畝18歩（地価46円50銭）を抵当に135円を村内の上層農・劔持兵内より借り入れている⁵⁷⁾。この返済は、「格別之示談ヲ以本年兩度ニ金六円相渡シ来ル明治十二年ヨリ拾四ヶ年賦」払いであった。この借用は、「明治廿年1月改 書換成」る。荒木家と上記村岡嘉平・劔持兵内兩名との間の貸借は、在村地主間の貨幣融通といえよう。岡村嘉平は、明治7年6月熊谷蚕種副総代（後に大総代）に就任するほか、新会村議會議員（明治22年4月6日～同26年1月24日）をつとめる。同人はまた、蚕種・養蚕家、製糸家、蚕種・糸繭商人である。村岡は、明治14年において荒木常四郎に次ぐ村内第2位の大製種家であり、明治16年には蚕種9.5枚を掃立てる小ブルジョア経営者である。明治18年には製糸業を創業し、製糸高は同年の30貫から20年に90貫まで拡大する。また糸繭商人として、その営業金高は明治20年に143円90銭、21年には265円50銭にのぼり、村内3、4位の糸繭商活動を行う。

明治12年2月に荒木常四郎家は、劔持長平より「壱ヶ月金式拾円ニ付式十

錢之利子」にて50円を証書借用する⁵⁸⁾。また荒木家は、明治13年12月に村内の加藤伝三、荒木文平両名より100円を預り、「両寺木代金内正ニ預り申候確實也御入用之節者何時成共相渡可申候也」との預り証を差し入れてい⁵⁹⁾る。新戒村には東雲寺と大林寺2寺があり、寺内の伐採材木の売却代金を両寺総代から預ったものと思われる。翌年1月にも同様に両名より200円を預っている。この返済年月日は限らかではないが、預り金の返済を行っている。富国强兵・殖産興業、特に西南戦争のための不換紙幣の乱発が惹き起こしたインフレ昂進下に、荒木家は借入金、預かり金を生産・営業資金に充当したのであろう。

明治10年以降初めて、インフレ好況の明治13年末に至り荒木常四郎家は、耕地の買受約定を行う。次の史料がそれである。

史料4

地所買受約定証書⁶⁰⁾

武蔵国幡羅郡原ノ鄉村千三百二十六番

字権木

一田壹反壹畝拾六歩

地価金八十円八十七錢八厘

同国同郡同村千三百二十七番

字権木

一田壹反壹畝拾壹歩

同国同郡同村千三百二十八番

字同断

一田壹反三畝貳歩

地価金九十五円七十九錢

同国同郡千四百四十二貳番

字同断

一田壹及九畝拾歩

地価金百四十壹円七十三錢八厘

合反別五反五畝九歩

地価金四百壱円七十五錢四厘

此買受代金八百円也

右四ヶ所之地所是迄御所有罷在候所前書之
代金八百円ニテ来ル明治十四年一月ヨリ来
ル明治廿三年十二月末日迄満十ヶ年買受申
処確實也然上ハ期日ニ至リ元金八百円調達
仕候ハ、其節右買受之地所売渡し申候尤期
限後ニ相成上者此証書相用申間敷候約定仕
候付返リ証相渡し申候右約定仕候上ハ相違
無御座候仍而約定書入置申処如件
明治十三年十二月卅一日

榛沢郡新戒村

地所

買受人 荒木常四郎

証人 荒木昌作

周旋人明戸村

茂木新三

播羅郡原ノ郷村

柳瀬彦作殿

荒木常四郎家は、インフレ最高潮の明治13年12月末日に近隣の原ノ郷村の田5反5畝9歩（地価金401円75錢4厘）を800円で購入し、売渡人の原ノ郷村の柳瀬彦作に明治23年12月末日迄の「返り証」を渡している。この成り行きは不明である。

明治14年に入ると、荒木家の借入金額が急増する。明治14年1月に横瀬村の某氏より200円を村内の畑6反12歩（地価208円17錢2厘）を抵当（「券証式枚預ケ」）にして「本年十一月限り金弍十円ニ付金壱ヶ月金廿五錢之利分」にて借用する⁶¹⁾。この借入金は、後日返済を果たす。荒木家は、さらに同年八月に中瀬村の河田元立と斎藤安雄から、村内の耕地1筆・畑5反7畝29歩と2筆・畑8反5畝17歩を抵当に200円と300円をそれぞれ「地所書

入」借用し、地券証各1枚と2枚を預ける⁶²⁾。双方共「利足之義ハ元金式十円ニ付老ケ月式十五銭之割合」である。河田元立は、高島村に明治17年に畑2反6畝16歩、同18年には畑5反4畝19歩を所有しており、この中には先の梅沢家からの畑買受分2反8畝3歩を含む。同人はまた、中瀬村議会議員（明治22年4月25日～同24年1月14日）をつとめる。斎藤安雄は、前途の中瀬村「最上農」＝中地主であり、斎藤家は県議員や国會議員（衆議院議員・貴族院議員）を歴任する。また荒木常四郎家は、明治14年10月に農民の金融機関である頼母子講金の借用を行っている。次の史料は、荒木家が借り入れた田部井孫一郎発起の「頼母子金借用証」である。

史料 5

頼母子金借用証⁶³⁾

一金六十九円也 但シ田部井孫一郎発起

此抵当 頼母子金也

字東窪六番

一畑反別老反四畝廿歩

地価金四拾八円廿四銭老厘

右者頼母子講金拙者前圖ニ付金円直ニ受取

致借用候處確實也返期之義ハ毎年老度ニ金

三円合金九円ツヽ成規通満会迄悉掛し可申

候若シ会金之度差支候ハヽ宛置地所証人ニ

於テ引受無相違弁償可致候仍而其証如件

明治十四年 新戒村

十月廿九日 借用人 荒木常四郎

証人 荒木元三郎

同村

田部井〇〇殿

頼母子講とは、一定の人々が集まって定期的に掛金を持ち寄り、これを講

員相互間に融通し合うものである⁶⁴⁾。鎌倉時代に起源をもつ頼母子講は、商品経済の農村への浸透、農民の資金需要の増大につれて、広く普及するようになる。荒木常四郎家は、村内の下層農・田部井孫一郎発起の頼母子講の成員として、くじ引きで落札し、村内の畑1反4畝20歩（地価48円24銭1厘）を抵当に69円の融資を受けることになった。この頼母子講は、1回の掛金3円、講会年3回、満会まで年9円ずつ掛合う会則である。荒木家の経営に、小規模・零細掛金ではあるが、農村金融の一形態としての頼母子講の資金融通が加わる。

明治14年にはさらに12月に深谷駅の五明紋十郎より、「無利足」の100円を預かる⁶⁵⁾。この「金子預り証」には「貴殿御入用之節者何時タリ共此証引換御渡し可申候」とあるが、半金を翌年12月20日、残る半金を翌々年12月20日をそれぞれ返済期限としていた。熊谷の高柳金左衛門の場合と同様に、資金用途、荒木・五明両者の関係は不明である。返済期日は明らかでないが、この預り金は「相渡済」となる。五明紋十郎は、埼玉県蚕種業史上特筆すべき「秋蚕事件」の契機となった秋蚕種飼養者である。

荒木常四郎家では、松方デフレ下の明治15年に入ると一転して耕地の「買請」が増加する。荒木家は、明治15年10月に近隣の群馬県新田郡二ツ小屋村の倉上保造より二ツ小屋村の畑1反1畝21歩（地価13円88銭1厘）を74円にて、さらに同時に近隣の群馬県新田郡武蔵島村の宮下勝造より二ツ小屋村の畑1反4畝21歩（地価20円96銭4厘）を95円にて、それぞれ「買請」ける⁶⁶⁾。ほかに川田平八（居村不明）からも（畑）4畝歩を「買請」ける。「買請人」・荒木家は、「売渡し證書御請取申候然レ共相互之條約ニ従ヒ年季之義ハ明治十五年十月ヨリ来ル廿三年十月迄満八ケ年約定仕候然ル上者期日ニ至リ前書買請代金調達相成候ハ、該地券状速日〇御貴殿名前書換致地所證文共速ニ返却可申候」と示した「対證約定証」を「売渡人」の倉上・宮下両名に渡す。この「対證約定証」によれば、8年以内の耕地買い戻しが可能である。ただし、「買請」耕地の少ない川田家には、「返り書」を「出し不申候

也」としている。この耕地買い戻しの成り行きについては不明である。なお、後述の正田家では明治24年10月に畑8反7畝10歩を売り渡すが、このうち畑4反1畝3歩を明治28年11月に買い戻している。

深刻な松方デフレの進行と共に、荒木常四郎家の借入金の増加と畑売り渡しが増加する⁶⁷⁾。同家は、明治14年8月に畑2筆8反5畝17歩を抵当に中瀬村の斎藤安雄より300円を書入借用していたが、明治16年1月20日に「書換成」と共に同年3月に入り、村内の畑2筆5反8畝8歩（地価202円86銭3厘）を同人に300円にて売却し、借用返済にあてる。ただし、この耕地に対して「五ヶ年 此返り書受取置」としている。また明治14年8月に中瀬村の河田元立より畑1筆5反7畝29歩を抵当に200円を書入借用していたが、明治16年3月に村内の畑3筆3反8畝26歩（地価139円52銭8厘）を同人に200円で売り渡し、借入金を返済する。この畑地についても同様に「五ヶ年

此返り書面置」ことになる。双方合意の上で、耕地売却後も5ヶ年以内に資金調達できれば、買い戻すことができる取り決めである。

明治16年1月に、荒木家は村内の上層農・釘持長平と中層農・木村勇蔵より、それぞれ200円と100円を借り入れている。両者共「改」とあることから、借用書の書換えであろう。前者には9月30日に、後者には8月にそれぞれ返済している。さらに釘持長平から同年10月21日に「来ル十七年九月廿日限り 式十円ニ付壹ヶ月廿五銭之利子」にて100円を借用する。村内の高利貸資本・釘持長平からの借り入れが、繰り返される。

畑地の売却は、上記中瀬村の斎藤・河田両名にとどまることなく、荒木家は、明治16年4月には熊谷の高柳金左衛門に村内の畑3筆5反9畝18歩（地価190円50銭1厘）を200円と「外増金百円」合せて300円にて売り渡している。さらに同年8月には近隣の幡羅郡東方村の蛭川久助（「改テ蛭川新蔵殿 江渡し成」）に東方村字中原の林1反3畝5歩（地価3円95銭）を45円で売り渡す。明治16年のみで荒木常四郎家は、村外者4名に合せて畑1町5反6畝22歩（地価532円89銭2厘）を800円で、林1反3畝5歩（地価3円95銭）

を45円で、それぞれ売却する。松方デフレ下の明治16年は、借入金の手換えや新規借入れのほか、土地の売却によって借入金や預り金などの返済にあてるなど、荒木家にとって所有＝経営規模の縮小を余儀なくされた年である。

明治17年以降、荒木常四郎家の畑売り渡しはなくなる。新たに同年に質地金融が現われる。次の史料がそれである。

史料 6

為取極約定証

字地蔵窪

一〇面三反歩

村岡是三郎

此小作定免金十七円也

小作相渡

一金百円

荒木常四郎

此利子十五円

借用

右之通り為○示談之上前書之通取極候年期
之義ハ明治十八年九月迄○壹ケ年利子○相
定候金円之義十八年九月廿日限り相渡可申
候其節畑御返し可被成候仍而如件

明治十七年八月三十日

荒木常四郎

文平

村岡〇〇〇殿

質入主・荒木常四郎は、村内の畑3反歩を質入れし、村岡某より100円を借用する。荒木家の借用元金100円の利子15円、村内の下層農・村岡是三郎を小作人とし、小作定免金17円と定める。この質地金融は、明治19年10月に「廿二年九月マテ三ケ年季」に改まる。

明治18年11月に荒木家は、村内の村岡某に講掛金6円を貸与し、くじ落札まで返済を猶予する。

荒木常四郎家は、明治14年に引続き、不況を脱し景気回復した明治20年に村内の頼母子2講から、頼母子金の借用を行う。次の2史料がそれである。

史料 7

頼母子金借用証

一金八拾四円也 但シ中野甚平発起
此抵当 頼母子金也
字落合九百番
畑壹反八畝拾壹歩
地価金五十八円三十錢八厘

此分役場抵当ニ相成〇候 壹錢九厘
右者頼母子講金拙者前圖ニ付金円正ニ受取
借用致處確實也返期之義者毎年壹度ニ金三
円合金九円ツ、成規通満会迄悉掛シ可申候
若シ会合之度届支候ハ、宛置地所証人ニ於
テ引受無相違弁償可致候仍テ其証如件

明治廿年一月廿七日 新戒村
借用人
荒木常四郎
証人
荒木虎雄

同村

釵持伊勢五郎殿

史料 8

頼母子金借用証

一金五拾壹円九十錢 但シ荒木勘吉発起
頼母子金
右者頼母子講金拙者前圖ニ付金円正ニ受取
致借用候處確實也返期之義ハ毎年壹度金三
円ツ、成規通満会迄掛繼可申候若シ会合之
度差支候ハハ証人ニ於テ引受無相違弁償可

致候依テ其証如件

明治廿年十月十日

新戒村借用人

荒木常四郎印

証人

福島憲保印

同村

荒木文平殿

荒木常四郎家は、明治20年1月に村内の下層農・中野甚平発起の頼母子講金84円を村内の畑1反8畝11歩（地価58円30銭8厘）を抵当にして借用する。また同年10月に村内の下層農・荒木勘吉発起の頼母子講金51円90銭を無抵当で借り入れる。頼母子講の融資方法は、前者が「物上担保」、後者が「対人信用」によるものであった。

明治20年は頼母子金融のほかに、村外地主より土地抵当金融を受ける。荒木常四郎家は、明治21年1月に近隣の播磨郡上江袋村の「最上農」＝中地主・長島作八郎より、村内の3筆畑5反9畝28歩（地価188円49銭6厘）を抵当にして150円を「年割五分の利子」で借用し、さらに村内の1筆畑2反23歩（地価65円92銭8厘）を抵当に50円を「年割五分の利子」で借り入れている。荒木家は、明治20年には頼母子講金と合せて335円90銭の融資を受けており、松方デフレを克服し、利率の低下した企業勃興期に積極的な経営拡大を目ざして資金調達の増加をはかったものといえよう。

その後、荒木常四郎家は、明治24年10月に「寺世話人」5名より、「利足ノ儀ハ金三十円ニ付壹ヶ月式十五銭」で祠堂金100円を「預り」、この返済は翌年「九月卅日限り」とするが、「元金御入用ノ節ハ一ヶ月前示談有之候ハズ聊カ無遅滞返金可致候」と約していた。荒木家は、明治13年12月と翌14年1月に東雲・大林「両寺木代金」合せて300円の預り金に続き、村内有力者として寺持ち資金⁶⁸⁾を積極的に活用する。

農民層の分化・分解の進行により、多くの貧農層が析出し、農村内部に滞

留し、地主・小作関係に入る一方で、出稼ぎや没落無産者の村外流出がみられる。次には、後者の人口移動について新戒村を例に明らかにしていくことにしよう。

3. 新戒村の人口移動～出入寄留

明治初年における埼玉県的人口移動は、県全体としては極めて少なく、また出寄留よりも入寄留が多いという特色をもつが、地域的には忍・川越・岩槻などの旧城下町、本庄・深谷・熊谷・鴻巣・浦和などの旧宿場町、羽生・騎西などの市場町など地方商工業都市や、県北の利根川南岸の中瀬・新会・仁手村などの蚕種地帯及び川俣・手子林・不動岡村などの青縞生産地帯などにおいて活発で、本庄・浦和・熊谷・羽生・鴻巣・深谷・妻沼・児玉の8町は、県内における人口吸引の中心地であった⁶⁹⁾。男女別でみると、男子の入寄留が多いのは、旧城下町及び旧宿場町と蚕糸業とくに蚕種業地域であり、女子の入寄留が優越するのは、綿業地域—綿織マニュ雇傭の女子奉公人—である⁷⁰⁾。秩父山地や草加・原市・大沢・菖蒲などの中川・元荒川・綾瀬川沿いの穀倉地帯の村々では、人口移動は極めて僅かであった。

新戒村の人口移動を、出寄留と入寄留状況を示す第8表によって明らかにしよう。まず新戒村の出寄留者の戸数と人数は、明治14年3戸・25人、明治15年4戸・22人、明治16年5戸・64人、明治17年70人（戸数不明）である。出寄留者は、松方デフレの進行と共に増加し、明治16、17年のピーク時には、明治15年出寄留者の3倍に膨れ上る。また出寄留者の新戒村総人口に占める割合も2%から5%に増大する。土地を喪失した農民の挙家離村と単身貧農家族の離村が、出寄留の中心的な内容である。この点後述。出寄留者のうち、明治16年までは他県への出寄留者が多かったが、明治17年には県内への出寄留者が他県への出寄留者を上回るようになる。県内労働市場（とくに女子労働市場）の拡大がうかがえる。男女別の出寄留者は、明治14年から17年まで

第8表 新戒村の戸数、人口、出入寄留（明治14～17年）

		明治14年	明治15年	明治16年	明治17年
戸 数		220戸(222戸)	222戸(223戸)	225戸(225戸)	227戸
人 口	男	660人(660人)	650人(648人)	673人(665人)	646人
	女	654人(650人)	632人(631人)	679人(660人)	668人
	計	1,314人(1,310人)	1,282人(1,282人)	1,352人(1,325人)	1,314人
出寄留	他県	2戸15人(男6人, 女9人)	2戸15人(男6人, 女9人)	2戸36人(男18人, 女18人)	25人(男12人, 女13人)
	他郡			0戸2人(男1人, 女1人)	県内 45人(男17人, 女28人)
	他村	1戸10人(男4人, 女6人)	2戸7人(男4人, 女3人)	3戸26人(男11人, 女15人)	
	計	3戸25人(男10人, 女15人)	4戸22人(男10人, 女12人)	5戸64人(男30人, 女34人)	70人(男29人, 女41人)
入寄留	他県	2戸10人(男4人, 女6人)	2戸8人(男4人, 女4人)	2戸18人(男12人, 女6人)	5人(男2人, 女3人)
	他郡	2戸6人(男4人, 女2人)	2戸7人(男3人, 女4人)	2戸9人(男7人, 女2人)	県内 21人(男9人, 女12人)
	他村	1戸5人(男2人, 女3人)	1戸4人(男1人, 女3人)	1戸10人(男3人, 女7人)	
	計	5戸21人(男10人, 女11人)	5戸19人(男8人, 女11人)	5戸37人(男22人, 女15人)	26人(男11人, 女15人)

(注) (1)戸数、人口のカッコ内は実数。

(2)各年共1月1日現在の数値。

(資料) 各年「戸数取調書」新戒村戸長役場。

の各年度女子が男子を上回る。とくに、女子の出寄留者は明治17年に多い。松方デフレ絶頂期における家計窮迫離村である。出寄留者の累計では、明治14～17年に181人（男子79人，女子102人）に及び、この人数は新戒村人口の15%弱にあたる。

次に、第9表によって、ほぼ明治8年以前より16年までの新戒村の出寄留者の氏名、年齢、寄留先、職業等が判明する。新戒村の出寄留者は、明治8年以前には合せて6戸（継続寄留）にすぎないが、蚕種の「輸出混乱期」に入る明治8年にはこの年のみで一挙に7戸増える。以後デフレ期まで各年ほぼ4，5戸ずつの出寄留をみる。資料上明らかな限りでは、出寄留者は、天保12年まで遡ることができる。この者は、上州太田町に導引業者として32才より死亡するまで、ほぼ40年間寄留し続けた。新戒村出寄留者のうち、明治8年までは殆ど妻子などの家族と共に寄留先に出かけていたが、明治9年以後は、単身出寄留者（それも独身者）が多数を占めるようになる。明治8年までは、出寄留者の職業が明らかにできる。荒物商2戸，魚売商（店売）2

第9表 新戒村の出寄留（天保12年～明治16年）

出寄留者氏名	寄留年月日	(職種)	寄 留 先	備 考
茂木城子代(32才)外1名(妻)	天保12年より	導 引 業	上州新田郡太田町(浪沢金藏方へ借家)	茂木庄七(M,14 9反3畝20歩)兄
木村栄吉(43才)外2名(妻・男)	慶応3年より	荒物商業	武州榛沢郡深谷駅(飯倉基平・杉方太郎地借家持)	木村伝吉(M,14 7反1畝09歩)伯父
嶋田伝次郎(23才)外4名(妻子)	明治元年より	荒物商業	〃 〃 〃 (大谷直五郎方へ借家)	嶋田藏八(M,14 2反0畝13歩)弟
鶴谷セン(45才)	〃 4年より	織 物 業	〃 埼玉郡上川上村(八木原為之助方へ借家)	鶴谷国五郎(M,14 5反3畝6歩)姉
田部井唯八(44才)外1名(妻) (M,14 1町3反1畝12歩)	〃 5年より	舟 乗 業	上州新田郡前嶋村(田端藤平方へ借家)	田部井藤十郎長男
木村藤三郎(33才)外3名(妻子女)	〃 6年より	建具職業	武州榛沢郡深谷駅(芹沢ウメ方へ借家)	木村太平(M,14 9反9畝10歩)弟
石川八十郎(21才)外1名(妻)	〃 8年より	簾 造 業	〃 〃 〃 (嶋田小十郎方へ借家)	石川清太郎長男、後、子供2人誕生
鶴谷又吉(41才)	〃 〃年より	髪 結 業	上州群馬郡高崎宿(関口次郎地借家)	鶴谷久五郎弟、後日妻子引取
鶴谷文七(58才)	〃 〃年より	農 業	武州児玉郡北郷村(正田金次郎方へ同居借家)	
嶋崎茂八(57才)(M,14 9畝9歩)	〃 〃年より	質 屋 業	上州甘楽郡福島町(飯本直五郎方へ同居借家)	後、妻息子夫婦子供引取
松本直平(33才)外1名(妻)	〃 〃年より	魚 売 業	武州榛沢郡深谷駅(西大沼村飯塚雄作店借家)	地主・深谷駅大沢良平
小暮清次郎(24才)外1名(妻)	〃 〃年より 〃 9年より	魚 売 業	〃 〃 〃 成塚村(川田安五郎店借家) 〃 〃 〃 上敷免村(嶋竹熊次郎店借家)	小暮熊吉長男
高田良次郎(51才)外3名(妻弟夫婦)	〃 8年2月14日より		駿河国駿東郡御殿場村(明屋喜右エ門方へ寄留)	高田徳松(M,14 1反8畝24歩)養父
中野要三郎(59才)	〃 9年5月31日より		武州榛沢郡深谷駅(名取久蔵店借家)	中野喜平次兄
野口高十郎(17才) (M,14 1反2畝20歩)	〃 〃年5月31日より		〃 〃 〃 (須藤又四郎方へ同居寄留)	
高田茂吉(15才) (M,14 1反9畝7歩)	〃 〃年7月25日より		〃 榛沢郡上奈良村(嶋藤職太郎改五郎方寄留同居)	高木甚蔵長男
村岡良五郎(31才)外1名(妻か) (M,14 6畝25歩)	〃 〃年8月26日より		〃 榛沢郡上計村(新井源次郎方へ借家寄留)	
荒木元吉(17才)	〃 10年1月9日より	商 業	東京府神田東區麹町(小嶋豊吉方へ同居寄留)	荒木元三郎(M,14 6反1畝13歩)長男
石川力次郎(18才) (M,14 18歩)	〃 〃年1月15日より	商 業	上州群馬郡高崎駅(鈴木屋吉方へ同居寄留)	
荒木権六(50才)	〃 〃年5月2日より	代 書 業	〃 〃 前橋町桑町(宮内文方へ同居寄留)	荒木勘吉(M,14 3反9畝23歩)父
村岡角三郎(28才)	〃 〃年5月18日より	商 業	〃 〃 〃 高崎駅寄合町(竹嶋多七方へ同居寄留)	
塩原力子(19才)	〃 12年5月より		武州榛沢郡深谷宿(水沢巳之吉方へ長稼寄留)	塩原林蔵(M,14 1反5畝5歩)養女
橋本フク(15才)	〃 〃11月より	明治17年3月27日返す	上州山田郡下久方村(長沢カカ方へ長稼寄留)	高田蔵三郎方同居 橋本常次郎長女
橋本チヨ(12才)	〃 〃 〃 〃		〃 〃 〃 (長沢佐平方へ長稼寄留)	高田蔵三郎方同居 橋本常次郎二女
木村万吉(14才)	〃 13年4月より		〃 新田郡大館村(茂木次郎方へ寄留)	木村金平(M,14 1町3畝4歩)弟
正田カツ(34才)外1名(夫)	〃 〃 4月10日より		〃 〃 徳川郡(金井藤吉方へ借家寄留)	正田今吉(M,14 3反9畝17歩)姉
中野フク(16才)	〃 〃 7月1日より		〃 山田郡新宿村(福田房蔵方へ寄留)	中野清十郎(M,14 2反18歩)二女
福島勝蔵(65才)外1名(妻)	(〃 〃 7月より)(?)		東京府	福島宗三郎(M,14 1反6畝19歩)父母
村岡ヤイ(32才)	〃 〃 7月15日より		武州榛沢郡深谷宿(水沢巳之吉方へ長稼寄留)	村岡伊三郎(M,14 1反2畝22歩)養女
剣持末吉(34才)外3名(妻子女)	〃 〃 12月より		上州西群馬郡下郷村(初宮七郎次方へ借家寄留)	剣持三太郎(M,14 2反4畝16歩)父
小暮留五郎(28才)	〃 14年5月21日より		〃 利根郡平川村(千明重作方へ寄留)	小暮初太郎(M,14 1反10歩)長男
田部井只二郎(9才)	〃 〃 7月1日より		福島県安積郡下森家村(三瓶新作方へ寄留)	田部井二男
(木村)ヤス(27才)	〃 〃 10月より		武州榛沢郡深谷駅(水沢巳之吉方へ長稼寄留)	木村喜十郎(M,14 7反9畝1歩)同居寄留

堤見巳之吉(26才)外2名(妻子)	〃 〃 10月25日より	上州新田郡太田町(井上樹次郎方へ寄留)	堤見音次郎弟
高田タケ(15才)	〃 15年1月より	下州足利郡小俣村(伊藤余吉方へ長稼寄留)	高田晴四郎(M.14 8歳15歩)長女
赤石浪太郎(22才)	〃 〃 2月27日より	上州甘楽郡富岡町(荏塚直次郎方へ長稼寄留)	赤石喜八(M.14 9歳28歩)長男
茂木金五郎(18才) (M.14 1反9歩)	〃 〃 3月より	〃 新田郡下田島村(亀岡代三郎方江寄留)	
高田クラ(12才)	〃 〃 〃	下州足利郡小俣郡(田村彦八方へ長稼寄留)	高田晴四郎(M.14 8歳15歩)二女
木村トキ(20才)外3名(夫) (M.14 7反5歳26歩)	〃 〃 9月より	〃 〃 足利町(新井政吉方へ借家寄留)	
堤見巳之吉(27才)	〃 16年11月8日より	武州入間郡川越高沢町(渡辺敏行方へ寄留)	堤見乙次郎弟
荻野清吉外1名(妻)	〃 〃 〃	〃 児玉郡本庄駅(若林清蔵方へ長稼寄留)	
荒木仁蔵	〃 〃 11月10日より	上州碓氷郡豊岡村(木島多郎吉方へ長稼寄留)	荒木周之助(M.14 1反2歳7歩)長男

(注)(1)寄留者の年齢は、寄留時のそれ。

(2)明治8年以前の出寄留者は、同年までの寄留継続者のみ。

(3)備考欄の明治14年の耕地所有高未記載者は、同年無所有者。田部井唯八の明治11年地租金高は、4円34銭8厘(≒4反歩余)。

(資料)『明治8年乙亥12月改 当県他県村方ヨリ出寄留』新戒村役場、『明治14年8月第1期地租、村費、学校費取立簿』新戒村成塚村連合戸長役場より作成。

戸、それに建具職、籠造業、髪結業、農業、質屋業、導引業、舟乗業、織物業各1戸である。農業・織物従業者のみが単身者で、年齢は中年もくしは高齢者である。出寄留者の年齢(戸主)は、20才代から50才代までに亘り、各世代とも3名ないし4名で、特定の年齢層に偏らない。この出寄留者の大部分は土地喪失者で、最大の耕地所有者でも4反歩余にすぎない。寄留先は、県内では深谷駅が5戸、成塚村(後に上敷免村へ移る)、北堀村(児玉郡)、上川上村(北埼玉郡)各1戸、県外では、静岡県御殿場村(職業不明)以外はすべて群馬県であり、高崎宿、太田町、福島町、前島村各1戸に分れる。中山道沿いの地方商業都市・深谷駅には零細資本の小売商として、荒物商、魚売商、職人として建具職、籠造業が集中する。

明治9年から以後は、出寄留者の大半が単身者であることはすでに述べたが、その年齢は10～20才代(主に10代)の青少年・少女が中心で、全体の3分の2を占める。彼らの親(戸主)は、殆ど土地喪失者もしくは耕地所有1、2反以下の零細・貧農層である。職業については殆ど記されていないが、3名(10代2名、20代1名)は商業従事者として、神田東龍閑町(東京府)と高崎駅(群馬県)に寄留先を求めている。寄留先のうち、県内は深谷駅5名、

川越町・本庄駅・上奈良村（幡羅郡）・上手計村（榛沢郡）各1名である。県外は群馬県、東京府、栃木県、福島県に拡大し、中でも群馬県が多く、高崎駅、前橋町、富岡町、太田町、下田島村、平川村、徳川郷、新宿村、大館村、下久方村、下郷田村、豊岡村に分散する。栃木県では足利町、小俣村、福島県は下森家村（安積郡）が寄留先である。群馬県は、新戒村の県外寄留先の大部分を占めており、埼玉県内と寄留先を二分する。10代の女子は、小俣村（栃木県足利郡）、下久方村（群馬県山田郡）、新宿村（群馬県山田郡）等の桐生・足利織物業へ、織工（見習）又は下女として寄留したものと思われる。10代、20代の男子は、各種奉公人つまり商業見習、職人従弟などとして寄留・従事していたのであろう。松方デフレ期に入り、寄留先をそれまでの県外から県内に変更した例としては、堤見（巳）が、明治14年に太田町（群馬県）に寄留後、翌々年に県内の川越町に寄留変更をしている。荻野（清）は、松方デフレ期に寄留先を県内の本庄駅に求めている。埼玉県内においては、従来の深谷駅を中心とした寄留先から、松方デフレ期に至り、地方中核商工業都市の川越町（旧城下町）、本庄駅（旧宿場町）に寄留先を求める新たな展開をみせる。

次に、新戒村入寄留者の戸数と人数は、明治14年5戸・21人、明治15年5戸・19人、明治16年5戸・37人、明治17年26人（戸数不明）である。入寄留者は出寄留者と異なり、増減を繰り返し、一定しない。最大の入寄留人数も明治16年の37人ととどまる。新戒村への入寄留者のうち、明治16年までは他県からの入寄留者と県内からの入寄留者とはほぼ同じ人数であったが、明治17年には他県入寄留者が減少する。松方デフレ絶頂期に生じた新戒村労働市場の縮小化と県外又は県内他町村の労働市場への移動を示唆する。新戒村入寄留者の累計は、明治17年までに103人（男子51人、女子52人）になるが、出寄留累計人数の6割弱にとどまる。蚕種の「輸出最盛期」には、寄留者のうち、男子雇傭労働者を中心として入寄留者が多数を占め、その後蚕種の「輸出衰退期」にこの逆転現象が生じることになったのであろう。新戒村で

は、松方デフレ期に一貫して入寄留者は、出寄留者数を下回るとはいえ、明治14, 15年には入寄留者と出寄留者の人数差は3, 4人にすぎなかった。明治16年以降この差が拡大し、明治16年には出寄留者が入寄留者を27人上回り、さらに翌17年には44人上回るまでになる。松方デフレが深刻化するにつれて、出寄留者が増えて、入寄留者が減少する傾向にあった。

松方デフレ期に、新戒村において失踪者（男子のみ）が各年4, 5人おり、これが明治17年には7人に増加する。明治14～17年に新戒村の失踪者は合計21人に達し、農村不況、農業経営の破綻などに伴う身代限り＝破産者、年雇農業労働者などの失踪という形をとった村外流出が生じていた。棄児も明治16, 17年に初めてそれぞれ1人ずつ発生し、農村不況の極地に達していたといえよう。埼玉県全体の棄児数は、明治18年に23人にのぼり、その中で小作地率の高い北埼玉・北葛飾両郡で半分近くを占めていた⁷¹⁾。

4. 正田家の地主経営

蚕糸業卓越型地域の地主経営の実態を高島村正田家を事例に、とりわけ松方デフレ期を中心とする実納小作料の動向に焦点をあてて明らかにすることにしよう⁷²⁾。

正田家は、他の4名と共に高島村の「最上農」（明治18年）で、耕宅地5町4畝20歩を所有する小地主、自作地主である。第10表は、正田家が小作に出した小作地を小作地面積の階層毎に小作人、小作面積、契約小作料について示したものである。

正田家の小作人は、明治16年から25年までの間に明治16, 19年の13人から、23年14人、24, 25年16人へと微増する。小作人の増加と共に小作面積も明治10年代後半の1町2, 3反歩から、明治20年代中頃にかけて1町5反～1町8反歩に増大する⁷³⁾。正田家各小作人に正田家が小作に出す小作地面積は、

第10表 正田家の小作人数、小作面積、小作料別構成（明治16～37年）

	小 作 人 数						小 作 面 積 (畝)						契約小作料 (円, 石斗)					
	明治16年	明治19年	明治23年	明治24年	明治25年	明治37年	明治16年	明治19年	明治23年	明治24年	明治25年	明治37年	明治16年	明治19年	明治23年	明治24年	明治25年	明治37年
2反5畝以上					1							25.08						27円72銭
2反 〃			2	2	2	2(1)			46.00	46.00	44.24	42.12			大粟2石3斗、大豆1石1斗、6月	大粟2石3斗、大豆1石1斗、19月		大粟3石1斗4合5勺、大豆1石5斗4合5勺、2月5月、26月
1反5畝 〃	1	1	1	2		3	16.20	16.20	15.11	30.20		47.01	大粟6斗4升、大豆3斗4合、5月	大粟6斗4升、大豆3斗4合、5月	大粟1石5斗、大豆6斗、2月	大粟4石8斗4合5升、大豆2石6斗4合9合、5合、2月		大粟8石1斗4合5升6合、大豆3石3斗4合2合
1反 〃	5(2)	7(1)	5(1)	6(2)	6(2)	5	54.16	82.08	59.05	72.19	72.22	63.10	26円	大粟3石6斗4合5升、大豆2石5斗4合3升、9月50銭	大粟1石8斗、大豆8斗4合、20月	大粟4石1斗、大豆1石8斗4合5升、20月	大粟3石1斗4合3合、大豆1石2斗4合5合、26月50銭	72円64銭
9畝 〃	1	1	1				9.06	9.06	9.06				大粟1石3斗3合、大豆4斗	大粟1石3斗3合、大豆4斗	大粟1石3斗3合、大豆4斗			大粟2石2斗4合5升、大豆1石1斗4合2合、8月35銭
8畝 〃	2			2			17.06			16.00			大粟7斗4合5升、大豆4斗4合5升、8月50銭			大粟2石6斗、大豆1石		
7畝 〃						2						14.28						
6畝 〃	2	2	2	1	1	2	12.27	12.27	12.20	6.00	6.00	12.26	9円40銭	7円40銭	5円44銭8厘5毛	2円	3円30銭	11円
5畝 〃	1	1	2	2	4	3	5.03	5.04	10.27	10.18	21.25	16.04	大粟9斗、大豆4斗5升	5円	大粟1石8斗、大豆9斗、5月	7円57銭	大粟2石8斗、大豆1石4斗、7月50銭	14円
4畝 〃	1	1	1		1		4.18	4.18	4.18		4.18		大粟6斗4合6升6合、大豆2斗	大粟6斗4合6升6合6斗、大豆2斗	大粟6斗4合6升6合、大豆2斗		大粟6斗4合6升6合、大豆2斗	
3畝 〃						1						3.09						5円
2畝 〃					1						2.04							1円68銭
1畝 〃				1	1					1.00	1.00					60銭	60銭	
1畝未満																		
計	13(2)	13(1)	14(1)	16(2)	16(2)	19(1)	120.60	130.23	157.27	182.27	153.03	225.08	大粟4石2斗4合8升9合、大豆1石6斗4合4分、46円99銭	大粟6石4斗8合8分9合、大豆3斗4合4分、26円99銭	大粟9石3斗4合9分9厘、大豆4石6斗4合5分、41円44銭8厘5毛	大粟12石8斗4分5厘、大豆6石6斗4合4分5厘、50円70銭	大粟6石5斗3升3合、大豆2石6斗4合5分、50円40銭	大粟12石5斗1升1合、大豆1石4斗4合5分、50円30銭
平均・納入率							9.07	10.02	11.08	11.13	9.17	11.26	大粟36.3% 大豆22.3 賃率43.8	大粟38.0% 大豆25.0 賃率43.8	大粟37.4% 大豆25.0 賃率43.8	大粟36.6% 大豆25.0 賃率43.8	大粟37.9% 大豆25.0 賃率43.8	大粟40.0% 大豆25.0 賃率43.8

(注)(1) () 内は、村外者内数。

(2)明治37年の小作面積5畝歩台の中には、小作人1名について荒地28歩を含む。

(資料)「明治16季 小作簿 第7月吉日」、「丙戌明治19年 畑方小作帳 第1月吉日」、「庚寅明治23年 畑方小作帳 第1月吉日」、「辛卯明治24年 畑方小作帳 第1月吉日」、「壬辰明治25年 畑方小作帳 第1月吉祥」、「明治37年 畑方小作取立帳 甲辰1月吉日」(正田家文書)より作成。

明治16～25年に1反歩台が中心で、3分の1以上若しくは半分を占める。企業勃興期以降、1反歩以上を借り入れる小作人の数が大部分を占め、明治23年以降2反歩台に拡大する一方で、それまでの最少小作地4畝歩台から翌24年以降1～2畝歩台の零細小作地が現われるようになる。このうち、1畝歩は、字下中川原畑1反2歩のうちの荒地である。明治27年に同地は畑と原野に区分されており、「芝地」として利用していたものと思われる。2畝歩台は、字下中川原の2筆畑地である。明治37年になると、正田家小作人は19人、小作地も2町歩を越えるようになる。これに伴い、正田家各小作人の小作地面積は、最大2反5畝歩台の出現と零細な1、2畝歩台の消失としてあらわれる。1反歩以上の小作地は、正田家小作地面積全体の8割弱を占め、平均小作地面積はこれまで最多の1反1畝26歩に拡大する。

次に、松方デフレ期を中心に正田家小作地の実納小作料の状況について考察しよう。

明治16年に正田家小作地の契約小作料は、現物納＝大麦4石2斗8升9合、大豆1石8斗6升、貨幣納48円90銭である。年内小作料納入率は、大麦36.5%、大豆32.3%、貨幣45.8%で、いずれも半分以下で大麦、大豆に至っては3分の1前後にすぎない。深刻な不況下にあって、小作貧農層の農業経営の窮迫に加え、地主経営においても困難を極めていたといえよう。それは、正田家が後に所有地の一部を手離すことになった一因でもある。明治13～16年に正田家の蚕糸業生産物（桑葉を除く）と藍業生産物の売却収入は、50%前後下落する⁷⁴⁾。正田家小作人13人中、年内完納小作人は、僅か3人である。小作料不納分は貸金となる。越年になり、大麦1石3斗3升3合（貨幣現物換算）、貨幣9円75銭の納入が行われた結果、漸くこの両納入率は、3分の2にまで上昇する。明治17年においても15、16年の小作料未納者が数名いるほか、金納小作料の一部を桑苗や竹などの現物で支払う小作人2名が存在する。正田家小作人の中には、正田家の「桑畑ウナイ」や小麦挽きなどによって手間代を入手し、小作貧農経営を補完する。

松方デフレの影響を残す明治19年には、正田家小作地の契約小作料は、現物納＝大麦6石4斗8升9合9勺、大豆3石4斗9升、貨幣納26円90銭である。現物・貨幣小作料の増減は、普通畑（－現物納）小作地の増加と金納（－桑畑）小作地の減少の結果である。年内小作料納入率は、大麦58.0%、大豆66.8%、貨幣33.1%で、大麦・大豆共半分以上を占め、貨幣は3分の1にとどまる。明治16年と比較して、明治19年には現物納入率は向上するが、貨幣納入率は下落する。後者については、借金返済に回ったか、或いは貨幣納小作地の大部分は桑畑と思われることから、何らかの栽桑・育蚕上の障害が生じたことも考えられる。翌年に入り、現物換算して大麦・大豆の納入率は60～70%台、貨幣の納入率は50%弱に上昇する。

『丙戌明治十九年 畑方小作帳 第一月吉日』（正田家文書）によって、松方デフレ下の正田家小作人の小作料納入状況を数例により具体的に明らかにしよう。まず正田家小作人・正田某は、明治14年より19年まで普通畑小作地5畝23歩（宅地含む）においては小作料＝大麦6斗4升、大豆3斗6升のうち、明治14年に大麦6斗を納入したのみである。同人は、同時に明治16年より桑畑1反27歩・小作料8円（但し、翌年より「荒地ニ付」小作料5円に引下げ）を借り入れ、同年は皆済するものの明治17～19年に小作料4円50銭（契約小作料は5円）のうち、各年2円50銭、2円、3円を納入するにとどまり、明治19年までに「桑畑分金六円不納」となる。同人の耕地所有は、明治15～21年に3反6畝歩から1反8畝9歩へと半減する⁷⁵⁾。所有規模が半減する困窮の中で、小作料を完納する経済的余裕はなく、地主経営への一層の依存、地主・小作関係の強化を余儀なくされよう。正田家小作人・正田某は、「小作不納」の始まる明治14年より正田家の「桑畑ウナイ」として、明治14年に「弐ヶ所」、15年「弐ヶ所」、16年「壹ヶ所老年ウナイ、壹ヶ所春ウナイ」、17～19年「久作西壹ヶ所」をそれぞれ耕転する。同人は、正田家より「桑畑ウナイ賃請内貸」として、明治14年5月4日に3円、15年12月23日に5円、16年12月23日に3円をそれぞれ受領する。直接にこの「桑畑ウナイ

賃」が、小作料と相殺されるのではないが、結局のところ小作料ないし小作不納分に充当されることになる。同人と正田家との地主・小作関係は、明治20年代に入っても継続する。

また正田家小作人・ハツ田某は、普通畑小作地・畑1反3畝12歩の小作料＝大麦2石3斗5升、大豆1石1斗8升のうち、正田家と地主・小作関係に入る明治18年より小作料不納が続き、貸金へと切換えられる。明治18年の不納小作料・大麦2石3斗5升を「尅駄ニ付三円五十銭相場」で6円71銭4厘、大豆7斗3升を「尅円ニ付貳斗貳升五合相場」で3円24銭4厘にそれぞれ換算し、翌19年には不納小作料・大麦2石3斗5升を代金6円71銭4厘として、都合明治19年までに小作料不納大麦、大豆合せて16円67銭2厘の貸金となる。ハツ田某の小作料の納入は、明治18年に大豆4斗5升、19年に大豆1石1斗8升のみである。同人は、明治19年の納期後に小作料不納分の大麦1石4斗と7斗の代金として、それぞれ4円、2円を入金し、さらに「大麦尅駄代引」して残金8円17銭2厘となり、明治22年8月に2円の入金をみる。その後の支払いは明らかでないが、この時点で6円余の貸金が残る。小作料滞納が続いたため地主の小作地引上げを受けたのか、ハツ田某の小作地は、明治23年には別の小作人に貸与されている。ハツ田某の耕地所有は、明治15～21年に3反7畝16歩から4畝9畝へ約10分の1に急激する。同人小作地は、零細農＝ハツ田某から畑5反2畝歩余所有の下層農・倉上某へ転貸されることによって、正田家の地主経営の基盤強化が図られたといえよう。

さらに正田家小作人・栗原某（成塚村在）は、明治17年分より畑1反1畝20歩（小作料8円）を借り入れ、同年10月25日に5円納付、翌18年7月25日に3円、12月31日に2円をそれぞれ納入する。明治19年に同小作地は「水押ニ付直下ケ 入辻金四円五拾銭」となるが、同人の小作料納付の記録はない。明治20年1月「春改メ」、差引10円50銭の不納である。このうち、同年1月16日より木戸修理として「手間五人五分入」のほか、「麦ブルイ作」、「サグリ作」、「アケハク直シ」により、未納分の小作料＝貸金返済に一部充当する。

同小作地は、明治19年10月より飯島某に小作に出されたようである。前記ハツ田某同様、栗原某の小作料滞納が嵩んだ結果として、封建的諸規制＝経済的強制力を背景に小作地引上げが生じたのであろう。飯島某は、松方デフレ期に荒地起返しにより6畝22歩を加えて畑4反6畝歩を所有していたが、その後このうち1反6畝26歩を中瀬村の高野慶七へ売り渡しており、明治19年には畑2反9畝4歩（明治21年畑3反10歩）所有の下層農であった。

次に正田家小作人・古郡某は、明治17年分より畑1反3畝24歩の3分の2（小作料・大麦1石3斗3升3合3勺、大豆4斗）を小作していたが、明治17年に大麦3斗7升3合不納（＝「為金壹円貳十四銭四厘」）、翌18年大麦1石3斗3升3合（＝「為金三円八十銭八厘」）・大豆7升（＝「為金三十五銭」）各不納、翌々19年大麦4斗3升3合（＝為金壹円四十四銭四厘）・大豆4斗（＝「為金壹円七十七銭七厘」）各不納、斯くして明治19年まで合せて「穀式石六斗九合」＝代金8円62銭3厘の不納である。このうち1円を明治20年9月24日に支払うが、残金はなお7円余ある。この古郡某の小作地は、史料上判明する限り、遅くも明治23年には井田某に転賃されている。上記の正田家小作人・ハツ田某、栗原某同様、小作料滞納が進んだため、地主の小作地引上げが生じたものといえよう。松方デフレ期を通じて正田家小作人の一部再編成が行われたのである。

松方デフレを経て景気回復の進む企業勃興期直後の明治23年に正田家小作地の契約小作料は、現物納＝大麦9石3斗9升9合、大豆4石5升、貨幣納41円44銭8厘5毛である。同年は現物小作料＝大麦1割5分引き、大豆2割5分引きであった。年内小作料納入率は、大麦78.4%、大豆75.0%、貨幣71.8%であり、いずれも7割を越える。越年になり、現物納・貨幣納共に納入率100%若しくは100%近くに達する。明治23年に年内完納小作人は9名のほり、年内不納小作人は3名のみと少なく、それも翌年には完納する。明治24年には年内完納小作人が11名に達し、年内小作料納入率は現物納＝大麦・大豆納共7割、貨幣納では9割を越える。翌25年に年内完納小作人・納入率

共若干減少する。年内完納小作人9名、年内小作料納入率は、現物納＝大麦納7割・大豆納6割、貨幣納8割強である。明治24、25両年の未納小作料は、各越年納入の結果、貨幣納については納入率100%に近づくが、現物納に関しては7～8割台にとどまる。ともあれ、明治20年代に入り、小作料納入率は向上し、地主経営の安定期を迎えるといえよう。特に貨幣率（－桑畑）小作地経営は好調である。地主経営の安定期に入る。小作人の一部に藍俵運搬料27銭や肥料＝腸樽10本（7円50銭）、腸樽代（3円）白代（5円15銭）秋蚕種1枚（50銭）などを小作料の一部にあてているほか、正田家は明治24年度分契約小作料13円の「半金前年約定」を結び、小作人1名（久保田某）から6円（明治23年7月18日入手）を受け取っている⁷⁶⁾。翌24年には小作人1名（倉上某）に「一金拾銭 賞」を与えていた。「半金前年納金」と「一金拾銭 賞」はその後も続く。地主の小作人に対する立場、即ち優位と温情を示すといえよう。

むすびにかえて

明治30年代の正田家地主経営を展望し、「糸小作爭議」に現われた地主・小作関係の矛盾拡大について言及することにしてしよう。

正田家は、明治30年代に小作地経営を拡大するが、小作料未納者は増加する。明治37年に正田家の小作人19名中、年内完納小作人は約3分の1の6名にすぎない。同年は、大豆不作のため「大豆五厘引」となるものの、大豆小作料の納入率は大幅に低下するほか、金納（－桑畑）小作料の納入率も明治20年代半ばに較べて下落する。年内小作料納入率は、大麦100%、大豆53.0%、貨幣73.8%である。越年になり、現物納（＝大豆）と貨幣納共9割に上昇するが、この中には「桑原壱反七畝七歩 比手間代金壹ヶ年分」と相殺するほか、正田家の「時借用金」と「差引相済」したり、秋蚕種5枚、白代、「人夫手間」などの相殺を含む。年内小作料納入率の低下は、小作料の引き

上げに基因しよう。小作料は、明治30年代に入り、地租増徴を契機として2段階に亘り増加したと思われる。数ヶ所の正田家小作地の契約小作料を比較すると、明治25～37年に2倍前後の上昇をみる。

当地方養蚕地帯の地主・小作関係の展開は、明治32年の地租増徴と明治37、38年の「非常特別税」の創設を契機として、新たな小作制度と小作争議を生む。『新会村郷土誌』の中に「近時桑園ノ小作ニ繭小作ト称シ尙反二付生繭何貫目ト定メ繭ニテ納メ若クハ時価ニ換算シテ納ムル一法アリ」⁷⁷⁾と記している。また「中瀬村にては今より凡そ十年前同値の地主と小作人との間に一の規約を設け従来の穀類金納等を全廃して繭小作となりたりしが比小作たるや上畑一反歩に付上繭四貫目、中畑にては三貫五百目、下畑にては三貫目の規約にて繭来今日に至る迄比規約を履行し来りし、小作人等は誰一人として苦情を唱ふる者なく彼我の関係極めて円満なりし⁷⁸⁾」と述べていた。正田家においても明治37年の『畑方小作取立帳』（正田家文書）に上記「繭小作」（「尙反二付上繭四メノ割」）が登場する。明治39年に至り、中瀬村、八基村、新会村の小作人に対して「地主派」は「繭小作」を廃止して、新たに「糸小作」の制度を設け、上畑1反歩に付生糸320目、中畑は280目、下畑240目と定める。この「小作の糸」は、信州上一番格の横浜定期相場3ヶ月の平均価格で換算すると、1反歩に付上畑20円、中畑17円50銭、下畑15円に該当し、従来の「繭小作」に較べ著しい小作料増加となる。正田家の例では、先の「上畑」は「一反二付金拾三円割」であることから、差引7円の小作料引上げに等しいことになる。このため「小作人等の膏血を絞る」「金絞り手段として」の「糸小作」制度をめぐり、「細民の不平將に破裂せんとす」る状況を生み出したのである。

この「糸小作」は、直接的には明治32年地租増徴に続く、明治37、38年の「非常特別税」創設による負担増を小作人に転嫁するための新小作制度として捉えることができるであろう。さらには「本村繭質の年々下劣に趣く」中で、繭質改善に努めた養蚕家の繭は、生繭1貫目に付上糸130目を得るが、

最劣等品の繭は僅かに60目にすぎず、その上糸質は著しく劣り、その価格に至っては最劣等品は、最優等品の殆ど3分の1に過ぎないという大きな懸隔を生じるまでになっていた。このため「地主派」は、繭の平均価格により小作料を決定するという従来の方法を変更する必要があったという。

地主・小作関係の矛盾拡大、即ち「糸小作争議」の真相は、明治30年代における小作地率の増加と繭質劣化の原因を合わせて究明することにより浮かび上がることになる。今後の課題としたい。

注

- 1) 拙稿「松方デフレ期—企業勃興期における営業者の動向」(『専修大学社会科学研究所月報』394号, 1996年)。拙稿「商品生産の発展と経済構造の再編」(『埼玉地方史』第36号, 1996年)。拙稿「明治前期における蚕糸業の生産構造と流通機構」(『社会科学年報』第31号, 1997年)。
- 2) 最近の研究では、巨大地主を析出した秋田県における農業金融=土地抵当貸付と地主制について究明した業績として加藤幸三郎「農業金融と秋田銀行の展開過程」(今田治弥編『東北地方金融の構造と展開』時潮社, 1978年), 同「明治後期秋田県下の土地抵当貸付の動向」(『茨城大学政経学会雑誌』第62号, 1994年), 同「明治期における土地抵当貸付と地主制の展開」(『社会科学年報』第30号, 1996年)がある。
- 3) 齋藤康彦「南関東農村における豪農経営の展開と挫折」(『神奈川県史研究』第40号, 1979年), 横山憲長「小地主経営の展開と農村金融」(『土地制度史学』第154号, 1997年)などがある。
- 4) 幕末・明治前期の埼玉県比企郡宮前村の鈴木家と今宿村の小峯家の地主経営を分析した研究に、児玉彰三郎「幕末・明治初年の武蔵国における地主経営」(『人文科学研究』28号, 1965年)がある。
- 5) 永原慶二, 中村政則, 西田美昭, 松元 宏『日本地主制の構成と段階』東京大学出版会, 1972年, 中村政則「地主制」(大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』下, 東京大学出版会, 1975年, 所収)などがある。
- 6) 広田四哉「養蚕地帯における地主経営の後退・解体過程」(『土地制度史学』第119号, 1988年), 大栗行昭『日本地主制の展開と構造』御茶の水書房, 1997年などがある。

- 7) 前掲児玉彰三郎「幕末・明治初年の武蔵国における地主経営」。
- 8) 渡辺隆喜「地主制の形成と展開」(『新編埼玉県史』通史編5, 埼玉県, 1988年, 所収)。
- 9) 藤田昭造「埼玉県の地主制」(『埼玉県史研究』第30号, 1996年)。
- 10) 江戸時代における武州児玉郡傍示堂村の名主内野家の経営分析を行った研究に, 島崎隆夫「武蔵国児玉郡傍示堂村」(『三田学会雑誌』第46巻2号, 1953年)のほか, 坂井俊樹「幕末期, 武蔵国足立郡における地主-小作関係の展開について」(『東京学芸大学紀要』第3部門, 社会科学, 第35集, 1983年)がある。
- 11) 『新編埼玉県史』通史編5, 埼玉県, 1988年, 209—216頁。滝沢秀樹「日本資本主義展開過程における蚕糸業発達の歴史的意義」(『土地制度史学』第43号, 1969年)参照。
- 12) 古島敏雄「資本制生産の発展と地主制」御茶の水書房, 1963年, 58—60頁。神立春樹「明治期農村織物業の展開」第2版, 東京大学出版会, 1975年, 87—89頁。中村 哲「幕末・明治初年における埼玉県南部地方の綿織物業」(『社会科学研究年報』創刊号, 1970年)。佐々木陽一郎「武蔵国東部における藍業」(『三田学会雑誌』第54巻第8号, 1961年)参照。
- 13) 谷本雅之「幕末・明治前期綿織物業の展開」(『社会経済史学』第52巻第2号, 1986年)。工藤恭吉「明治期における市場構造の展開過程に関する一考察」(『早稲田商学』第127号, 1957年)参照。
- 14) 安良城盛昭「地主制の展開」(岩波講座『日本歴史』近代3, 岩波書店, 1962年)74頁・第2, 14表参照。
- 15) 同上, 91頁・第2, 28表参照。
- 16) 前掲藤田昭造「埼玉県の地主制」38頁。
- 17) 丹羽邦夫「明治十年代における土地取引の地域的性格」(堀江英一・遠山茂樹編『自由民権期の研究』第4巻, 有斐閣, 1959年)199頁。ただし, 「確定的根拠」を示していない。
- 18) 同上, 185頁・第16表参照。
- 19) 秩父郡の土地の書置入年末現在高を券面金高で表示すると, 明治20年には34万円余にすぎない。
- 20) 「最上農」調査は, 大里, 男衾, 幡羅, 榛沢, 北埼玉5郡のみに限られる。この資料の性格上, 各地主層の絶対数を示すものではない。
- 21) 明治18年の5郡耕地面積(作付)は, 男衾郡1,944町余, 榛沢郡5,106町余,

幡羅郡5,531町余，大里郡3,948町余，北埼玉郡21,083町余である。

- 22) 前掲『新編埼玉県史』通史編5，707頁。
- 23) 大正12年「埼玉県五〇町歩以上大地主名簿」（『新編埼玉県史』資料編21，埼玉県，附録，1982年）。
- 24) 明治29年の郡分合廃止に伴い，大里郡（大里，榛沢，幡羅，男衾各郡統合），児玉郡（児玉，賀美・那珂各郡統合），入間郡（入間，高麗各郡統合），比企郡（比企，横見各郡統合），北埼玉郡，南埼玉郡，北葛飾郡（北葛飾，中葛飾各郡統合），北足立郡（北足立，新座各郡統合）に分れる。
- 25) 前掲拙稿「商品生産の発展と経済構造の再編」11頁参照。以下内ヶ島村連合の農業生産については同稿による。
- 26) 前掲拙稿「松方デフレ—企業勃興期における営業者の動向」参照。以下内ヶ島村連合における営業者については同稿による。
- 27) 『明治14年新戒村・成塚村蚕種製造高調』新戒村・成塚村連合戸長役場。
- 28) 『明治16年新戒村春蚕掃立高毎戸取調表』新戒村戸長役場。
- 29) 前掲拙稿「明治前期における蚕糸業の生産構造と流通機構」189—191頁。
- 30) 注(27)と同じ。
- 31) 注(28)と同じ。
- 32) 明治21年3月26日「会社創立特許願（拡業会社）」埼玉県立文書館所蔵文書。
- 33) 鳥塚恵和男『「養蚕手引抄」成立の覚書』（『埼玉研究』創刊号，1957年）17頁に，幕末—明治期に上層階級の中には，商品生産に直接タッチせず，高利貸資本として質地を集積した村方地主と商品生産，流通過程に積極的に入り込むが，土地の集積には積極性をもない2つの型が併存したとの指摘がある。
- 34) 前掲拙稿「松方デフレ期—企業勃興期における営業者の動向」12頁・第3表参照。明治18年『最上農』のうち，5町未満の零細地主の所有耕宅地は，3～4町歩台が5郡全体の7割を占めており，3～5町未満層を零細地主とした。
- 35) 前掲丹羽邦夫「明治十年代における土地取引の地域的性格」155頁。
- 36) 明治22年『諸用綴込』新会村役場によると，内ヶ島村連合の田，畑，宅地，山林，原野の合計地租額は，5,360円54銭7厘である。
- 37) 内ヶ島村連合の税収入内訳は，地価割611円1銭1厘，反別割933円89銭8厘，戸別割254円43銭7厘，合計1,852円10銭8厘である（『明治17年度町村

費予算」内ヶ島村連合戸長役場)。

- 38) 同期間に同一地が再度質書入されていないことを前提にしている。
- 39) 前掲丹羽邦夫「明治十年代における土地取引の地域的性格」169—173頁・第9表、第10表参照。
- 40) 同上、173頁第11表中の明治21年埼玉県畑反当り平均売買価格の数値である。
- 41) 『郵便報知新聞』明治18年6月26日号における「明治17年12月現在地券抵当概額調」より、榛沢郡の反別書入負債額、反別質入負債額を算出。ただし、この算出数値は水田を含むため、9割掛の数値に修正した。
- 42) 土地以外に、明治18年における内ヶ島村連合の家屋の売買と書入について知ることができる。内ヶ島村連合の中で、内ヶ島村と大塚島村においては家屋の売買と書入はなく、新戒村、成塚村、高畑村、起会村、大塚村に限られる。この内ヶ島村連合5ヶ村で家屋の売買と書入合わせて17件、金額878円になる。1件当たり平均51円65銭である。同連合の土地の1件当たり平均年額を若干下回るにすぎない。内訳は、売買が10件・金額600円50銭、書入7件・金額277円50銭である。売買と書入において件数に大差はないが、売買が金額で全体の3分の2を占める。土地とは異なり、家屋の場合は売買主体である。また1件当たりの平均額は、売買60円5銭、書入39円64銭になり、土地の場合と同様に売買の方が書入よりも1件当たりの平均額が高い。この原因は、成塚村の家屋売買金額が他村のそれよりも突出しており、内ヶ島村連合の家屋売買総額の82.3%を占めることによる。成塚村を除けば、売買金額よりも書入金額の方が多い。村別にみると、家屋の売買、書入を合わせた件数、金額共に、成塚村(6件・574円50銭)、内訳売買5件・494円50銭、書入1件・80円)が最も多く、成塚村のみで過半の65.4%を占める。これに金額で高畑村(3件・89円、内訳売買2件・59円、書入1件・30円)、起会村(3件・85円、内訳売買1件・15円、書入2件・70円)、新戒村(4件・69円50銭、内訳売買2件・32円、書入2件・37円57銭)、大塚村(1件・60円、書入のみ)と続く。家屋の売買と書入に関して1件当たりの平均金額が特に高いのは、成塚村の売買98円90銭と書入80円、そして大塚村の書入60円である。両村就中成塚村の家屋売買の1件当たり平均金額が高く、上層クラスの農民の経営破綻が生じていたことを推測させる。
- 43) 以下高島村の古郡豊五郎・亀吉家と梅沢房次郎家の土地移動に関しては、『明治17年改定 高島村地所持高一人別合計帳』中瀬村連合戸長役場に依る。

- 44) 高島村の正田家は、この古郡家より明治20年以前に2回に分けて合せて100円、明治21年に100円をそれぞれ借用している。さらに明治23年にはこの借入金返済と別な借金返済のために同家より改めて450円を借用する。この時の抵当は畑1町5反6畝歩（地価456円20銭）で、年利1割5分であった。
- 45) 前掲『新編埼玉県史』通史編5、478—482頁。
- 46) 『明治14年8月 第1期地租、村費、学校費取立簿』新戒村成塚村連合戸長役場、『明治15年 第1期第2期地租金取立簿』高島村戸長役場。
- 47) 前掲鳥塚恵和男『「養蚕手引抄」成立の覚書』17頁。
- 48) 高島村における明治18年「最上農」は、中地主1名、小地主4名である。
- 49) 『文久三亥八月 融通金下書扣 荒木常右衛門』（荒木常四郎家文書）。
- 50) 荒木常四郎家が、横浜の蚕種売込商・田部井芳兵衛（京屋）から明治7年に150円を借り入れた借用証は次の通りである。

借用申金子証書

一金百五拾円

右者我等渡世入用ニ付前書金子正ニ受

取借用申處実正也返済之義者来ル十月

限り元利取揃返金可致候

此金之義ニ付如何様之儀御座候共期限

聊無相違屹度返済可致候依而為後日差

入置候証書如件

明治七年五月十五日

武蔵国榛沢郡新戒

荒木常四郎

横浜弁天通老丁目

京屋芳兵衛殿

『文久三亥八月 融通金下書扣 荒

木常右衛門』（荒木常四郎家文書）

- 51) 同上。
- 52) 同上。
- 53) 同上。
- 54) 『文久三亥年八月 加卯下書扣 荒木常右衛門』（荒木常四郎家文書）
- 55) 同上。
- 56) 同上。

- 57) 『文久三亥八月 融通金下書扣 荒木常右衛門』(荒木常四郎家文書)
- 58) 『文久三亥年八月 加卯下書扣 荒木常右衛門』(荒木常四郎家文書)
- 59) 『文久三亥八月 融通金下書扣 荒木常右衛門』(荒木常四郎家文書)
- 60) 同上。
- 61) 同上。
- 62) 同上。
- 63) 同上。
- 64) 佐伯尚美『日本農業金融史論』御茶の水書房、1963年、38—39頁。
- 65) 『文久三亥八月 融通金下書扣 荒木常右衛門』(荒木常四郎家文書)
- 66) 同上。
- 67) 以下荒木家の金銭貸借、畑売り、頼母子講等については、『明治十六年 融通金下書記 荒木常右衛門』(荒木常四郎家文書)による。
- 68) 祠堂金100円の出所は明らかでないが、明治16年に東雲寺は畑2町7反12歩、大林寺が畑1町5反3畝22歩を所有する。
- 69) 新井寿郎「明治・大正期における埼玉の人口—その1—」(『埼玉研究』第24号、1973年)参照。
- 70) 前掲滝沢秀樹「日本資本主義展開過程における蚕糸業発達の歴史的意義」8頁。
- 71) 明治18年『埼玉県統計書』52—53頁。
- 72) 正田家の地主経営については、拙稿「養蚕業＝耕地桑園化と零細耕作農民の動向」(『専修大学社会科学研究所月報』412号、1997年)の中で究明しているので、ここではそれと重複しない限りで言及することにする。
- 73) 明治23、24年の正田家小作帳簿には、明治23年8月より借り入れの芝地2筆1反3畝10歩が未記済である。この小作料の納入は、明治24年度分からである。
- 74) 拙稿「蚕糸業経営の史的分析」(『社会科学年報』第32号、1998年)207頁・第1表参照。
- 75) 『明治17年改定 高島村地所持高一人別合計帳』中瀬村連合戸長役場。
- 76) 1年後に半金6円を納入して小作料完済となっていることから、半金を前年に納入することで、小作料1円を値引きを行っていたものと思われる。
- 77) 大里郡教育会編『新会村郷土誌』1913年。
- 78) 「中瀬村の糸小作争議」明治40年(『新編埼玉県史』資料編、埼玉県、1982年)244頁、以下同資料による。